

平成30年（ネ）第164号 福島原発避難者損害賠償請求事件（第1陣）

控訴人兼被控訴人（一審原告） 早川篤雄外 215名

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

控訴審最終準備書面 (損害論)

2019年11月5日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士	小	野	寺	利	孝
弁護士	広	田	次	男	
弁護士	鈴	木	堯	博	
弁護士	米	倉		勉	
弁護士	笹	山	尚	人	
弁護士	鳥	飼	康	二	
弁護士	市	野	綾	子	
弁護士	平	松	真	二郎	
弁護士	榎	本	吾	郎	
弁護士	宮	腰	直	子	
弁護士	山	田	大	輔	
弁護士	加	部	歩	人	外

目次

第1	はじめに—今なお回復しない被害の現状—	4
1	避難指示解除後の地域の実情	4
2	帰還できない実情	4
3	現に帰還した住民の苦労	5
4	帰還困難区域	5
5	小括	5
第2	本件における被害の特徴と概要	5
1	広範かつ全面的な被害	5
2	損害賠償制度の目的—原状回復	6
3	包括的損害評価の必要性	7
4	被侵害利益—包括的生活利益としての平穏生活権	7
5	本件における被害構造—2つの慰謝料と被侵害利益	8
第3	避難慰謝料	12
1	はじめに	12
2	原審口頭弁論終了後も続く避難生活の過酷さ	13
第4	故郷喪失損害	27
1	一審原告らの故郷をめぐる状況	27
2	一審原告らの請求の内容	28
3	本件事故前の故郷の本質について—関教授及び除本教授の分析から	29
4	故郷剥奪（故郷喪失）被害の実相について	35
5	被害の深刻さについて	46
第5	損害額について—原判決の限界と欠落	49
1	一審原告らの請求内容及び原審判決の損害認定について	49
2	関教授による分析	49
第6	本件における請求方法について	54
1	請求方法論が持つ意味	54

2	包括請求方式.....	55
3	一律請求について.....	55
3	本件における「一律請求」の意味.....	57
4	最低限の一律金額を超える損害について	58
第7	他の集団訴訟判決について	59
1	はじめに.....	59
2	被侵害利益論.....	59
3	慰謝料の峻別.....	60
4	中間指針について.....	61
5	小活.....	64
第8	財物損害.....	64
1	第一審判決の問題点	64
2	居住用不動産の損害賠償について.....	68
3	家財道具について.....	72
4	請求者等.....	73
第9	原判決において棄却された3名（一審原告A、同B、同C）の損害について 一略	73
第10	原判決において棄却された一審原告Dらの損害について一略	73
第11	原判決において棄却された一審原告Fの損害について一略	73
第12	まとめに代えて一本件訴訟の意義と位置づけ	73
1	原発事故訴訟における本件訴訟の意味	73
2	主張・立証を尽くした「被害の実相」一本件の終結にあたって	75
3	本件訴訟の重要さ.....	76
4	判決を下す貴裁判所の役割	77

第1 はじめに—今なお回復しない被害の現状—

事故発生から既に8年8か月が経過した今、政府による避難指示は帰還困難区域の大半を除いて解除され、住民に対しては帰還が促されている状況にある。

しかし、避難指示が解除された地域の実態、あるいはそこから避難した大量の被害者住民が置かれた実状は、未だ深刻な被害状況にある。以下、原判決後の避難区域において今も続く、現在の被害状況について概要を示しておきたい。

1 避難指示解除後の地域の実情

地域の実情は、いずれの地域においても一部の住民しか帰還しておらず、帰還は「頭打ち」だというのが住民らの実感である。さらに帰還した住民の多くは高齢者であり、子ども及び子育て世代の若年層・生産年齢層が少ないことから、将来の展望も厳しい。こうした帰還状況に加えて、地域の産業などの経済活動やコミュニティは衰退・損傷したままであり、地域社会の機能と人々の繋がりには回復しないままの状況である。

このような崩壊した地域社会の状況は、文字通り「生活と生産の諸条件」が破壊され、地域住民の「共同性」が失われたままであり、「包括的な地域生活利益」が奪われた「故郷喪失」という事態が、今も継続している。

2 帰還できない実情

一審原告ら避難者の多くは、今も避難生活を続けている。そもそも帰還が進まない背景には、残留放射線への不安があり、地域のインフラやコミュニティが破壊されたまま回復していない実情がある。加えて、帰還しても事業再開や就業の展望がなく、生活が成り立たない状態が明らかである。そうした中、原告らは避難先で事業を再開し、あるいは進学や就職により、やっと人生の再構築の緒についたところである。帰還したくても出来ないのは、辛うじて得た「安定」を捨てて、崩壊したままの地域に戻り、もう一度同じ苦

労を繰り返すことは耐え難いという、苦渋の選択の結果なのである。

3 現に帰還した住民の苦労

そうした中、様々な理由でやむを得ず帰還した住民、あるいは帰還するしかなかった住民は、近隣の大半が戻っていない中、地域住民との繋がりも行政区の機能も回復しない不安な状態で、孤立したまま困難な生活を送っている。元の生業の回復はおろか、医療や生活用品の確保にも苦労し、元のコミュニティや地域での生活は回復しないまま、今後も改善の見通しがつかないという深刻な実情にある。

4 帰還困難区域

次に、ごく一部を除いて未だに避難指示が解除されていない帰還困難区域は、事故後 8 年 8 か月を経ても無人の状態のまま、荒廃が進んでいる。「復興拠点」と位置付けられて、何がしかの施設が作られている地区ですら、そこに元のコミュニティが再興される展望はなく、町（自治体）の存続のための施設に過ぎない。それ以外の広大な地域は、中間貯蔵施設予定地を含めて、今後も数十年に渡って人の生活・地域の営みが再開される見通しはない。

5 小括

以上のとおり、一審原告らが生活していた地域は、いずれも、元の地域としての機能や共同性が失われ、地域のコミュニティが回復しないままであり、一審原告らの被害は拡大を続けている状況にある。

第2 本件における被害の特徴と概要

1 広範かつ全面的な被害

本件事故による、住民の全面的・長期的避難の強要は、地域において営まれていた「生活の全てを丸ごと奪われる」という前代未聞の事態をもたらした

た。その結果、生活と生産活動におけるあらゆる場面において、そのための「諸条件」の一切が破壊され、人々の生活を成立させていた地域の「共同性」が奪われた。そうした事態は、「人と自然のかかわり」、「人と人のつながり」、そしてそうした営みが持つ「永続性や持続性」（あるいは「長期継承性と固有性」という「故郷」の根本的な価値や機能を、あらゆる場面で、全面的に破壊した。

すなわち、既に繰り返し指摘し、そして控訴審における立証によって改めて明らかになったとおり、本件事故がもたらした上記のような潰滅的な事態は、まさに「広範かつ全面的」なものであり、取り返しのつかない「全人格的、全生活的」な、深刻な被害であることが特徴である。何故ならば、地域において生業を立て、生活してきた住民にとって、地域での生活は「人格的生存・自己実現」そのものを意味しているからである。そうした地域における「生活の全てを丸ごと奪われる」こと、すなわち「生活と生産の諸条件」の一切、あるいはそうした生活を成り立たせている「共同性」を奪われることは、まさに「全人格的・全生活的」な損害だというほかないであろう。

2 損害賠償制度の目的—原状回復

損害賠償制度の趣旨・目的は、被害の「原状回復」にある。金銭賠償主義の制度においても、原状回復が目的であることに違いはない。本件における損害が、このような「全人格的・全生活的」な損害であることは、その賠償の目的が「元の生活の再建」にあることを意味する。したがって、そこでの損害評価は、高度な水準で被害の性質・内容を見極めた、適切なものでなければならぬし、また後述するとおり、財物の賠償については交換価値（中古価格）の賠償ではなく、再取得価格の賠償がなされなければ、生活の再建・原状回復は不可能である。

3 包括的損害評価の必要性

このように、「全人格的、全生活的」な意味を持つ「広範かつ全面的」なものである本件被害においては、極めて多様な損害が複合的に生じており、それらは相互に影響・関連し合って、相乗的に一層深刻な被害状況を示している。このような実態を持つ被害を適切に理解し、評価するためには、多様な被害を個別ばらばらに抽出して積算しようとしても、損害の全容を適切に把握することは困難である。そこで、それらが相互に関連し影響し合って損害を一層深刻にしている状況を、あるがままに包括的に把握して評価する「包括的損害把握」がなされる必要がある。

そのような包括的損害把握により、本件における精神的損害と有形無形の財産的損害が、「故郷喪失損害」と「避難慰謝料」という2つの慰謝料として整理され、評価されるべきであることと、その内容については、追って5(3)において詳述する。

4 被侵害利益－包括的生活利益としての平穩生活権

以上のような被害の特徴を持つ本件事故における被侵害利益は、「包括的生活利益としての平穩生活権」すなわち「平穩な日常生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穩生活権を含む）、財産権を包摂する、地域における『包括的生活利益』を享受する権利」と定義できる（甲 A146・淡路意見書 11 頁）。

本件における、地域全体に及ぶ放射能汚染と、その住民全体に対する長期的な避難の強要がもたらした地域の崩壊は、このような包括的な権利法益を根こそぎ侵害した。そこで侵害されているのは、幸福追求権、居住移転の自由、職業選択の自由、財産権、生存権という憲法上の基本的人権であり、極めて深刻な権利侵害であることが顕著である。

原判決は、本件において侵害された権利法益がどのようなものなのかを、全く検討しないままに損害評価を行うという異例の手法をとったのであるが、

貴裁判所におかれては、被侵害利益に関する十分な考察を踏まえた、適切な損害評価がなされることを期待している。

5 本件における被害構造－２つの慰謝料と被侵害利益

(1) 避難慰謝料

後に第3において詳述するとおり、本件において生じている精神的損害の1つは「避難慰謝料」と呼ぶべき包括的な被害である。すなわち、「避難生活がもたらす日常生活阻害」というべき損害であり、避難生活という異常かつ困難な状況がもたらす様々な「不安、不自由、不便、心身の苦痛とストレス」などが複合し、重なり合って、被害者に深刻な精神的苦痛を与えている。

これらの損害の基礎にある権利法益は、上記の「包括的生活利益としての平穩生活権」のうち、「平穩な日常生活を送る生活利益」の部分を中心であり、加えて「生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穩生活権を含む）、財産権」という多様な権利が、様々な場面で侵害されている。

(2) 故郷喪失慰謝料

もう1つの損害要素が、第4で詳述する「故郷喪失慰謝料」である。地域社会を破壊されたことによる損失を内容とする損害であり、精神的苦痛のほかに有形無形の財産的損害をも包摂する「包括慰謝料」の性質をもつ。

ここでの「故郷」とは、日常の生活と生業が営まれていた場としての地域であり、一審原告らにとっては「地元」と呼ぶべき場所である。そうした意味を持つ「地域」とは、除本理史教授の表現によれば「自然環境、経済、文化（社会・政治）等の要素からなる場」であり、関礼子教授の表現によれば、「人と自然とのつながり、人と人のかかわり、そしてその永続性や持続性が三位一体となった場所」である。そうした場所である「故郷」が、根底から奪われたのである。

そのような場である「故郷」が失われるというのは、「生活と生産の諸条件が一体として存在」している場の諸機能が奪われることであり（除本教授）、あるいは「人々の生活を成立させている『共同性』を喪失すること」（関教授）を意味する。これは、言い換えれば地域社会が備えている「地域生活利益」というべき諸機能が失われることである。

このような内容をもつ「故郷喪失損害」における被侵害利益は、『『包括的生活利益』を享受する権利』の侵害を中核とし、さらに「生存権、身体的・精神的な人格権（身体権に接続した平穩生活権を含む）、財産権」という様々な権利利益が、生活を丸ごと奪われることにより、様々な部分で剥奪されている。

（3）「故郷喪失」の用語について

なお、ここで用いている「故郷」及び「喪失」という用語について、説明をしておきたい。

まず、「故郷」という言葉は、日常用語において想起される「昔暮らした懐かしい場所」という意味ではなく、住民らが現に生活している場所を指している。関教授の指摘によれば、それは住民から「地元」と呼ばれる場所である。

次に「喪失」という言葉に対しては、むしろ「剥奪」と表現すべきだという指摘がある。その趣旨としては、主に2点が指摘されている。

1つは、社会学の領域においては、故郷を出て「根無し草」になった都会人にとっての「家郷喪失」(homeless mind) という概念があり、これとの混同・誤解を避けるためであり、もう1つは、事態の「加害/被害性」と重大性を明確にすべきだという趣旨である。

いずれももっともな指摘であり、異論はない。本件は、「家郷喪失」に関する紛争でではなく、まさに故郷の「剥奪」による被害を問うている。また一審被告による「加害性」と重大性を軽視しているつもりはない。それでも一審原告らが「故郷喪失」という用語を用いているのは、かけがえの

ない「故郷」を奪われた（剥奪された）事態がもたらす、全人格的な喪失感の深さを、「喪失」という言葉の切実さに託したものと言える。

そのような意味であるから、一審原告らが「故郷喪失」という場合、その意味は「故郷剥奪」同義であると理解されたい。

（４）２つの慰謝料は別の損害であること

以上の２つの慰謝料は、上記に述べたとおり、別の内容の損害である。侵害の態様としても、故郷喪失損害は本件事故による避難を強いられるまで一審原告らが享受していた、既存の権利利益を失う「損失」（「Loss」）であるのに対し、避難慰謝料は避難を強いられることによって新たに生じた「出費」（「Expense」）というべき精神的苦痛の発生である。

寺西俊一教授が経済学の知見に基づいて指摘するところによれば、損害とは「社会にとって有害な諸影響」（「社会的費用」）を意味するところ、その適切な経済的評価を行うためには、本件における多種多様な影響（被害）から、各種の「損失」ないし「出費」にあたる要素を、それぞれもれなく丹念に抽出し、これらを具体的・総合的に把握して評価することが必要である。その際には、各種の「損失」と「出費」を理論的に区別し、かつ、それらの相互関連を踏まえた的確な認識をもたなければ、議論の混乱を招き、適切な経済的評価は実現し得ない。そこで、各種の「損失」・「出費」について、まずそれらが「貨幣的損失・出費」なのか「非貨幣的損失・出費（負担）」なのかが区別されなければならない。そして「非貨幣的損失」については、それが「有形な損失」か「無形の損失」か、「代替可能な損失」か「代替不能な損失」か、「可逆的損失」か「不可逆的損失」かが区別される。

そうした分析の上でこそ、被害の実相を多面的に観察し、その意味するところを理解し得るのであり、それぞれの性質と程度を見極めることを経て、適切な経済的評価がなされることになる（甲 A749 の 1、寺西意見書 13～17 頁）。この指摘は、まことに説得的かつ有益な知見であると思われ

る。

そうだとすると、そうした多種多様な影響（被害）が、そもそも「損失」なのか「支出」なのかという基本的な区別もなしに、被害像の十分な分析・観察と、適切な経済的評価がなし得るはずがなく、2つの損害を「包括的・総合的」に適切に評価することなど出来るはずがない。原判決における、2つの損害の区別をしない損害評価とは、まさにそれぞれの損害の内容・性質の分析と理解を回避・欠落したままの主観的な断定的判断であって、「自由心証主義による総合的評価」という美名の下で、本来あるべき適切な損害評価を過小に歪めている。

なお、もとよりこの2つの損害は、1個の原因事実（本件事故による避難）から生じた事態であるから、ある事実が両方の損害に該当するかのように見えることは、当然あり得る。しかし、1個の事実が2つの損害に該当するという事態においては、まさに2つの損害が発生しているのであり、損害の二重評価を意味するものではないことを、改めて指摘しておきたい。例えば、事故前に営んでいた事業（職業）が断絶したまま、避難先において就労できないでいるという1つの事実は、一方では地域において確立し、享受していた職業生活の喪失（故郷喪失損害）であると同時に、避難先においては、無為な毎日を過ごさねばならないことによる「不安とストレス」という新たな苦痛（避難慰謝料）を生んでいる。これは、まさに2つの損害が認められるのであって、1つの損害を重複して評価しているものではないし、区別がつかない事態でもない。

（5）避難指示が解除されても、「故郷喪失」損害は回復しないこと

その上で重要なことは、避難指示が解除されても、「故郷喪失」損害が回復する訳ではないことである。

関礼子教授が解明する本件被害の実体からすれば、「共同性」が故郷の本質的要素であるところ、共同性の喪失こそが不可逆的で回復不能な被害をもたらすのであり、単なる避難であればそうした被害を生じることにはな

い。したがって、この2つを混同することは、避難が解消すれば故郷（共同性）の喪失が解消するという、重大な誤り（権利の縮減）に陥ることになる（甲 A801、関意見書 15～16、19～20 頁）。

この点で、冒頭（第1）に示唆したとおり、多くの避難指示区域において、避難指示が解除されながら、いまだ地域ないし住民らの被害が回復しないという被害状況を直視すべきである。控訴審において改めて立証された、この重要な事実を無視し、避難指示の解除によって被害が回復するという根拠のない短絡的な判断をして、この深刻な事態の損害評価を歪めることは、致命的な誤判を意味するだろう。

第3 避難慰謝料

1 はじめに

一審原告らは、避難生活に伴う精神的苦痛の典型的な要素として、①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）、②見知らぬ土地での不安、③先が見えない不安、④被ばくによる不安や差別、⑤仕事や生きがいの喪失、⑥家族の離散、⑦被害者同士等の軋轢、⑧避難生活中の身体状態の悪化、⑨避難生活中の精神状態の悪化をあげ、各種統計資料、原告本人尋問、現地検証などによってその具体的内実を立証してきた（原審最終準備書面第3部45頁以下）。

一方、一審被告は、中間指針に依拠した月額10万円が妥当である旨主張してきた。これについて、原判決は、（具体的な月額は明示せず総額として）中間指針を若干上回る程度の慰謝料を認定したに過ぎなかった。

しかしながら、原告らが上記のように主張立証した過酷な避難実態や、控訴理由書（損害論）27頁以下で主張立証した理論的問題点に照らせば、原判決の認定額はあまりに低額に過ぎると言わざるを得ない。

その顕著な例を挙げるならば、避難の開始直後の時期における実情を想起すべきである。例えば、原審最終準備書面第3部46頁以下で指摘した避難

直後の混乱期の実態（寒い体育館等の中で、食糧も物資もプライバシーも無い状況）に照らせば、中間指針が定める月額10万円ないし12万円の慰謝料が低額であることは明らかである。そこで、原告らは、本控訴審において、まずこれらの点について再考を求める。

加えて、現在も続く被害の実情である。原判決において認定された避難慰謝料の金額は、原審口頭弁論終結時までに生じた事情を判断の基礎としているが、本控訴審の原告本人尋問において、原審口頭弁論終結後も過酷な避難生活が続いており、その長期化によって損害は複雑化していることが明らかとなった。そこで、原告らは、本控訴審において、原審口頭弁論終結後の事情（詳述は後述）を慰謝料額に反映させること（加増させること）を求める。

2 原審口頭弁論終結後も続く避難生活の過酷さ

(1) 避難先での疎外感、差別感

一審被告は、本控訴審における原告本人尋問の中で、避難先で新たな人間関係やコミュニティを築いているのではないかとの趣旨の反対尋問を繰り返している。

しかし、以下のように、本件原発事故から8年以上が経過し、避難先で住宅を購入して生活を始めて数年が経過したとしても、新たな人間関係やコミュニティを築くことは困難を極めており、原告らは、疎外感を抱きながら生活している。また、原告らは、近所に溶け込むための努力をしているが、(残念ながら) その努力が実る兆しは見られていない。

甲C9-12・5頁 (双葉町からいわき市へ避難中)

50歳近くになってからの食堂スタートですし、勿来町の住民も知らないばかりで心細い中、まるで新入社員になったような気持ちでした。

原告9・13頁 (双葉町からいわき市へ避難中)

(団地での避難者同士の交流) 自治会というのが最近できたばかりなんですけれども、同じ双葉町でも、バラバラの地域から来ていますので、もともと面識があったというのもそんなにないものですから、そこでコミュニティを作っていくのはなかなか難しいかなとは思っています。

原告10・23頁 (檜葉町からいわき市へ避難中)

(前のようなコミュニティを築けない理由) 前の檜葉での人間関係とか積み重ねてきたものが大きく、その失ったものが余りにも大き過ぎますので、それをまた新たなところでというのは、非常に難しいです。

原告10・31頁 (檜葉町からいわき市へ避難中)

引っ越したときにご挨拶に行ったときに、あら、どちらから来たんですか、と言われたときの困ってしまう気持ち、分かりますか。……どちらから、と聞かれたときに、双葉郡から避難してきたんです、と明るく言えないから、結局、そこが新しい地域でのコミュニティ作りの最初の、まあ、つまずきというか、それになっているので、決してそこは簡単なことではないです。

甲C37-14・7頁 (富岡町から千葉県松戸市へ避難中)

近隣住民の方とは、生活環境や生活文化が違いすぎて、共通の話題がなく、親しく付き合うという間柄になりません。転居してから5年余りが過ぎましたが、近隣住民との関係は未だに、都会の知らない人同士という感じです。

甲C44-23・6頁 (浪江町から埼玉県さいたま市へ避難中)

やはりまだ、現在の住居での生活が落ち着いておらず、平穩に生活できているとはいえない状況なので、農作業ができていません。

原告44・16頁 (浪江町から埼玉県さいたま市へ避難中)

(避難先で新たな人間関係が作れるか) コミュニティというのは、やはり、なかなかすぐには難しいと思います。で、震災前は主人の人脈というものが、その当時は周囲の方々が私にさえもいろいろよくしてくださった、そういう状況が、今の状況で、岩槻と一緒にになりますか、と言われても、ちょっと違います。

甲C51-28・6頁～7頁 (浪江町から郡山市へ避難中)

マンション暮らしは、土に触れないことが一番寂しいものです。原発事故前は、庭で野菜を作るのが楽しみでしたが、今は何もしていません。この辺は雑雑としたところで、土が恋しいです。落ち着かなくて、何か満たされなくて、ボケーっとしてしまいます。……原発事故前は、同級生とは、会えば決まってお酒を飲んでいましたが、最近は、友達と会っても皆、覇気がなく、今までのような人とのつながりが薄らいだように感じています。親戚も皆、ボーっとしています。

原告51・16～17頁 (浪江町から郡山市へ避難中)

(友人が訪ねて来るか) マンションというのは、よその方もそうかもですがけれども、遊びに来てくださいと言ってもなかなか来ないんですね。

原告51・27頁 (浪江町から郡山市へ避難中)

(我慢していること) 少し土地のあるところで少し植木でもいじるとか野菜でもいじるとか、そういう生活が何ととっても願望なんですけれども、マンションなものですから、我慢せざるを得ないというのが事実でございます。

甲C62-8・5～6頁 (富岡町から郡山市へ避難中)

私たち家族が富岡から避難してきたことは、近所の中でも2、3軒くらいしか知りません。私から、富岡の人間ですと言うことはありません。富岡(岩

井戸)では、外を歩いて誰かに会えば、みんな顔見知りなので安心感がありました。先祖代々住んでいるのですから当然です。一方、郡山では、近所であつても知らない人が多いので、そういう感じではありません。それでも、私は、「よそ者」だからこそ、地域活動には出来るだけ参加し、近所に溶け込もうと努力をしています。そうはいつでも「浮いて」いるような感じがしていますが。

原告62・27頁(富岡町から郡山市へ避難中)

(地域の活動)新しい場所に今はなじまなきゃいけない、何とか頑張って入っていかないといけない気がします。……今は義務感です。

原告64・24頁(小高から会津若松市へ避難中)

(7年近く通っている囲碁サークルの仲間と食事に行くことはあるか)ありません。

甲C81-18・2頁(浪江町からいわき市へ避難中)

いわき市内に定住を始めて11か月ほどになりますが、仮に、庭先などで近隣の人に会った時も、お互いに挨拶しか交わさず、会話というものをしたことは未だに一度もありません。……近隣の人にも自ら浪江町から来たと言うことは気が引けるので、なるべく言わないようにしています。

また、原告らは、本件原発事故から8年以上経過した現在でも、避難先において、「避難者」というだけでいわれのない差別を受けている。この差別感は、福島県内だけでなく、福島県外でも未だに蔓延している。

このような差別感の蔓延が、原告らが避難先で新たな人間関係やコミュニティを築くことを妨げている要因となっている。

原告9・11頁（双葉町からいわき市へ避難中）

（お店の営業で嫌な思い）中には、お客さんのほうから、このお店は全部福島県のほうでお金を出してもらっているのかとか、あと、うちの近所に浪江町の人が引っ越してきて大きな家を建てられたんだ、結局、避難者はお金をいっぱいもらっていいなとか、あと、賠償金をいっぱいもらっているから保険に入ってくださいとか、そういったことを言われることはありますね。

甲C44-23・10頁（浪江町から埼玉県さいたま市へ避難中）

（2016年12月ころ新居建設時）外構工事を行う業者の職人から、「福島の人にはわがままだな」とも言われました。なんで、平穏な生活を求めて新たな住宅を購入したのに、その先でも事故による差別を受けなければならないのか、ここでも被災者への差別は続いていました。

原告44・7～8頁（浪江町から埼玉県さいたま市へ避難中）

（スポーツジムで言われたこと）あなたたちはいいよね、東京電力からお金をもらって、こういうスポーツジムができて、でも、それは、私たちの税金からあなたたちに支払われているんだよ、というような内容でした。

（不動産業者から言われたこと）放射能がうつるとか言って悪かったな、というような言葉でした。

（工事業者から言われたこと）福島の人にはわがままだな、という、とても意味が分からない言葉を受けました。

まあ、事故から8年になろうとしていたところなんです、こういうようなひぼう中傷をまだ受けなくてはいけなのかなということは改めて感じました。

原告62・7～8頁（富岡町から郡山市へ避難中）

（どこから来たのかと聞かれたとき）答えません。答えないです。（涙声）答

えない方が楽です。気持ちのない言葉を聞くのがつらいし…。

甲66-14・9頁（浪江町からいわき市へ避難中）

（娘の中学校の部活の試合）その際に私は、他の父兄が「うちの学校にも双葉郡からの避難者がいるらしい」と話しているのを聞いてしまいました。…
…中学でも差別されるのかと悲しい気持ちになりました。

（2）家族離散の固定化

原告らは、本件原発事故前、3世代家族など多くの家族と同居しているケースが多かった。しかし、本件原発事故によって、多くの家族が避難できる場所が確保できないという理由や、仕事や進学の原因、病気の理由などから、家族が離散して避難生活を送らざるを得なかった。

そして、この家族の離散は、本件原発事故から8年以上が経過し、固定化しており、回復する兆しも見られない。

原告9・11頁（双葉町からいわき市へ避難中）

（当初家族で別々に避難したことが現在も一緒に生活できなことに繋がっているか）はい、それはもう繋がっていると思いますね。

原告30・19頁（平成30年3月に楡葉町へ帰還）

（長男夫婦と一緒に住めるか）いや、なかなか、今までの話で、結局、放射能関係の話でかなりこじれているから、一緒に住むにしても、一所帯でも二世帯住宅みたいな形にするか、それとも別々に私らはアパートに住むか、そういうことも視野に入れています。

（現在は無理の理由）無理というのは、家内の調子がかなり悪いんで、だから、家内の体の調子次第かなと思っています。

甲C38-23・1頁（川内村から車上で避難中）

私の家族は、現在、原発事故による避難生活のため、3ヵ所に別れての生活を続けています。

甲C44-23・8頁（浪江町から埼玉県さいたま市へ避難中）

浪江に住んでいた時の私の友人のほとんどは、看護師として勤務していた時の仲間です。その方々たちは今も南相馬市に住んでおり、会う機会というのは、せいぜい1年に1回くらいです。……友達とは「お墓に入ったら遊びましょう」が合言葉のようになってしまいました。

原告64・1頁（小高から会津若松市へ避難中）

（避難前に同居していた息子、現在は離れて原町に居住）はい、そのとおりです。

（3）家族内で将来について話し合うことができない空気感

原告らは、どこに避難するか（どこで住宅を購入するか）、帰還するか否かなど重大な選択を迫られる場面に直面している。

しかし、本件原発事故から8年以上が経過しても、原告らは、意見の相違から家族関係が壊れることを懸念して、その話し合いができない状態（空気感）に置かれている。

原告9・11頁（双葉町からいわき市へ避難中）

（帰還や住む場所についての話し合い）そこを突っ込んで話しすると、どうしても夫婦間での溝も深くなってしまいますから、そんなに突っ込んだ話まではしないようにしています。

甲C62-8・2頁（富岡町から郡山市へ避難中）

事故前から、父と母はそれほどじっくりと話し合うタイプではありませんでした。そのせいもあって、帰還の問題について、家族で集まってじっくりと意見交換をしたことはありません。みんな様々な思いがあるし、考え出すと辛いことを思い出すので、じっくりと話し合うことが出来ないのです。

原告62・18頁（富岡町から郡山市へ避難中）

（帰還について話し合うとどうなるか）誰かが妥協したり無理をしなきゃいけないとなるのは……。家族関係が壊れます。

（4）身体状態の更なる悪化

原審の原告本人尋問において、①既往症を抱えていた場合、かかりつけの主治医に通院することができなくなり症状が悪化した例、②血圧上昇、免疫低下、難聴などストレスに起因する身体状態の悪化が見られた例、などが多く散見された（原審最終準備書面第3部90頁以下）。

本件原発事故から8年以上が経過した現時点においても、身体状態の悪化は、益々深刻化している。

甲C30-9・2頁（平成30年3月に檜葉町へ帰還）

平成31年に入って血圧が高い方で60まで下がってしまい、医師によれば心臓の問題じゃないかということで……。現在も通院治療中です。妻も、……。緑内障になって両目の視野が狭くなって転倒し、眼科と整形外科に通うことになりました。……。平成28年と平成29年に冠動脈が詰まって心臓のカテーテルをし……。現在も定期的に通院しています。

原告30・8頁（平成30年3月に檜葉町へ帰還）

（原審の尋問後の妻の体調）鼻血が出てから、狭心症とか、そういった合併症みたいな感じでいろいろと体が調子悪くなってきたね。

甲C41-10・2～3頁（平成31年3月に小高へ帰還）

帰還した翌日に……原因不明の炎症反応を起こしているとのことでした。…
…私の妻も、帰還後は風邪を引きやすくなったり、耳が遠くなってしまいました。
同じく、長期間の避難生活と、その後の帰還による生活環境の急変による疲労・ストレスが原因であろうと思われます。

甲C44-23・9頁（浪江町から埼玉県さいたま市へ避難中）

2018年12月には、狭心症で入院してしまいました。これは、知らない土地に移住したことによるストレスが、影響しているのではないかと思います。

原告44・5頁（浪江町から埼玉県さいたま市へ避難中）

（代わりに現れた新しい症状）めまいです。

（その原因）8年の経過とともに、心がまだ、やはりどうしてもストレスを抱え込むというか、帰れないということがどうしても自分の中にあるようです。

甲C51-28・6頁（浪江町から郡山市へ避難中）

妻は、避難生活中に高血圧症と脳梗塞を発症し、今も脳梗塞の後遺症があります。そのため、週に3～4日は通院し治療を受けています。

甲C62-8・1頁（富岡町から郡山市へ避難中）

父は、腰などの慢性疼痛を患っていますが、最近、脳梗塞を患って、リハビリをしながら生活しています。

原告64・3頁（小高から会津若松市へ避難中）

(本人) あれから8年になりますけれども、私も血圧が高くて、あと、向こうに避難してからコレステロール関係も異常値が出てきて、そういったことで内科、それから、白内障ということで眼科に通っています。あとは、2か月に1回程度、3年ぐらい前から、歯も悪くなりまして、歯の治療にも通っています。

(妻) 耳の方も聞こえが悪くなりまして、検査の結果、ちょっと腫瘍ができたということで、最近と申しますか、今年に入ってから手術もしまして、現在、耳鼻科の方にも通っています。それから、眼科の方にも定期的に通っています。

甲C66-14・2頁 (浪江町からいわき市へ避難中)

労災病院の担当医は、父、母、弟に向かって「母、肺がんのステージ4、いわゆる末期がんである」と言い渡したそうです。

(5) 精神状態の悪化、「エネルギー切れ」

避難生活における精神的ストレス、精神状態の悪化については、これまで、複数の準備書面(3、9、197、288)および関連証拠によって主張立証してきた。本件原発事故から8年以上が経過した現時点においても、精神状態の悪化は、更に深刻化している。

原告51・15頁 (浪江町から郡山市へ避難中)

(妻のうつ状態の現状) 症状がだんだん重くなっているような気がして、ある程度衰退ということもあるかも知れませんが、何しろ元気がなくなりまして、体重や何か減りまして、体力もなくなりまして、なお病状が悪化しているように思っております。

甲C64-24・2頁 (小高から会津若松市へ避難中)

(妻)は、昨年くらいから、突然左の耳が聞こえなくなりました。……(妻)は、不眠状態なので、睡眠導入剤をもらうために通院しています。

また、精神疾患を発症していないとしても、本件原発事故から8年以上という長期間の避難生活によって、原告らは「心のエネルギーが切れた状態」に陥り、それが回復する兆しは見られない。

甲C10-15・14頁(檜葉町からいわき市へ避難中)

もう慣れるしかない。ここで生活するしかない。という心境です。ここからまた引っ越すことにも疲れる。もう心のエネルギーが切れた状態だということです。……ここで生きて行くためには余計な話題には触れない語らない。……これは双葉郡の私達が避難先で円満に生きる知恵でした。

甲C62-8・5頁(富岡町から郡山市へ避難中)

先ほど、帰還について家族でじっくり話し合ったことはないと言いましたが、家族みんな、そういうことを考えることに耐えるだけの、心のエネルギーも、体力ありません。ストレスが大きすぎて、精神状態が相当崩れているような気がします。引っ越しのたびに、ものすごいエネルギーを消耗しますし、ストレスは、蓄積するので、心の体力を奪います。

原告62・19～20頁(富岡町から郡山市へ避難中)

(心の体力) ないです。少しは、余り感じないかな。

(8年も経過しているから回復したのではないか) 無理です。

(家族で方向性がバラバラなのは他の避難者にも当てはまるか) 多いと思います。だから、離婚が多かったり、あとは、子供夫婦と別に暮らす人が増えたりしているんだと思います。

原告62・20～21頁（富岡町から郡山市へ避難中）

（避難前と同じ薪ストーブがあっても）気持ちもついていかないですし、物があつたからって、同じものが。父が言う一家だんらんやストレスを和らげる効果にはなりません。あれは、岩井戸だったから父の疲れも取れたんだと思います。

（6）帰還意思について

避難先で住宅を購入した原告は多いが、それによって定住を決めたわけではない（帰還できる条件が整えば、故郷へ帰還したいと考えることは当然である）。住宅の購入は、少しでもまともな居住環境を回復したいため
の行動であり、移住や定住を意味するものではない。

そのため、住宅を購入したとしても、原告らは依然として不安定な精神状態に置かれているのである。

甲C10-15・2頁（檜葉町からいわき市へ避難中）

今もいわき市に住み続けておりますが、今も、いわきに定住することを決断したわけではありません

原告10・23（檜葉町からいわき市へ避難中）

（もう檜葉へ帰らないという結論か）そうではなくて、やはり元のように、前のように戻れるんだったら戻りたいなと思いつつ、でも、実際、それがかなわないのであれば、今はいわきにいるしかないかなということで揺れ動いていますね。だから、これで何かを決めたという、戻らないんだということではないんです。

甲C62-8・3頁（富岡町から郡山市へ避難中）

私は、いつになるか分かりませんが、富岡の自宅へ戻りたいという気持ちで

す。10年後でも、20年後でも構いませんし、今の郡山の自宅を売ってでも、戻りたいという気持ちです。

また、準備書面（156）および準備書面（198）において、帰還の希望を持ちながら、避難者が帰還しない理由として主に上げている①除染効果に対する疑問、②放射線被ばくに対する不安、③原発事故未収束について、そのような理由をあげることは、一般人通常人を基準とすると合理的であることを主張立証した。

本件原発事故から8年以上が経過した現時点では、これらの理由に加えて、④避難指示が解除されても住民が戻る気配がないこと、⑤再度生活環境を変えることは困難であること、という理由が顕在化している。

甲C10-15・11頁（檜葉町からいわき市へ避難中）

残留放射線への不安。孫も生まれた。町民の多くが戻らないまま、地域は元の町ではないこと。避難先で、自分たち夫婦も、子供達も、やっと新しい生活を築いたところです。

原告10・22頁（檜葉町からいわき市へ避難中）

夫の仕事の関係もありますし、今、二男も同居してますし、あと、私の母は大熊町から避難していわきにおりますので、87になりましたし、やはり日常的な介護、生活支援が必要な年齢ですので、じゃ、檜葉に母を連れて元の家ということもちょっと難しいですし、そういう状況なので、今はいわきで生活しているということです。

甲C38-23・7頁（川内村から車上にて避難中）

放射能汚染による健康不安があること、福島原発事故が未収束であること、事故によって自然環境や地域のコミュニティが破壊されていること

原告44・11～12頁（浪江町から埼玉県さいたま市へ避難中）

（放射能が怖い理由）2011年3月12日、私は浪江町の津島に避難しました。そこでは、よく分からなかったんですけども、午後、昼過ぎくらいだったと思うんですが、消防隊の方が、爆発した、福島第一原発が爆破したと。その周りにいた方は、もうほとんどの方がパニック症状になっていたと思います。そして、自衛隊の方が、防護服を着て、装甲車に乗って、来たんです。自分の命に関わるような恐怖をそのときに覚えました。

（避難者はそういう経験をしているか？） そうだと思います。

甲C62-8・4頁（富岡町から郡山市へ避難中）

当面は戻れません。その第一の理由は、息子のことを考えてしまうからです。……せっかく息子の生活や体調が落ち着いてきたので、環境を変えたくありません。

甲C81-18・2頁（浪江町からいわき市へ避難中）

私たち夫婦は、浪江町に帰還しても暮らしていけないという現実的な不安、長女が結婚して出産した後も被ばくを心配せず安心して帰省できる家を確保したいという思い、一向に進まない帰還計画に振り回されて老後の生活設計が立たない不安定な生活に見切りをつけたという思いから、浪江町への帰還を断念しました。

（7）まとめ

以上のように、本件原発事故から8年以上が経過した現在においても（たとえ避難先で住宅を購入し、ある程度避難先での生活が安定したとしても）、原告らは、依然として避難先での疎外感や差別感に苦しみ、家族離散が固定化し、家族内で将来について話し合うことができず、身体状態

や精神状態が更に悪化する等の重層的な精神的苦痛を被っている。

他方で、原告らの多くにとって、元の地域に戻りたいという帰還の願望がなくなることはなく、避難生活の辛さが望郷の念を一層強めている。しかし、帰還した場合の生活の困難や、放射線被ばくの不安との狭間で、避難者の気持ちは揺れ動き、不安定な精神状態が継続している。その意味でも、避難生活による精神的損害、日常生活阻害は、今も継続しているのである。

とはいえ、住宅購入による劣悪な居住環境の改善など、年月の経過によって避難生活による精神的苦痛が漸減した要素も否定しえない。避難の長期化が続く中で、一審原告らとしては、月額50万円という避難慰謝料が永久に発生し続けると主張するものではない。ただし、漸減した要素が存在するとしても、被害実態は中間指針の水準を上回ることは変わらない。

そこで、これらの事情を総合的に考慮して、一審原告らは本件控訴にあたって、一部請求（一部控訴）として、避難慰謝料としては既払い金のほかに420万円の支払をもとめた次第である。

第4 故郷喪失損害

1 一審原告らの故郷をめぐる状況

一審原告らが本件事故前に生活していた広野町、楡葉町、富岡町、浪江町、双葉町、大熊町、南相馬市小高区、川内村（以下、これらの市町村を合わせて、「浜通り8市町村」という）は、それぞれ、避難指示が出され、役場機能が移転された。その後、一部の地域は避難指示が順次解除された。

このように、避難指示の解除の時期は一律ではなかった。

また、避難指示の解除は、いずれの避難区域についても、早きに失した。すなわち、本件事故前と同様に（安全かつ安心に、また、本件事故前のコミュニティの中で）暮らしたいという住民の要望に沿っておらず、むしろ、「復興政策」ありきで行われたために、本項（第4）で詳述するように、一審原

告ら住民に発生した損害は回復されていない。

しかし、仮にも避難指示が解除され、地理的（場所的）には、本件事故前に生活していた地域に帰還できるという住民がいることが、一審原告ら住民に発生した損害の実相を見えにくくしている。

関教授はこのような状況を、「放射能汚染からの原状回復が伴わないなかでの避難指示解除は、故郷剥奪被害（一審原告らが請求する故郷喪失と同概念である。以下同じ。）を残存させたまま、被害を不可視化していることに留意する必要がある」と指摘する（甲 A801、18 頁）。

すなわち、十分な除染がなされず、残留放射線量の低下を確認しないまま避難指示が解除されたことは、当該地域の住民らに対して帰還を躊躇させることになる。そのことは当然、解除後の住民の帰還が進まず、地域の回復の見通しが立たないことを予想させるのであり、一層住民の帰還は実現しないという構造を生じる。

そのような実態に目を塞いだまま、避難指示の解除によって被害が回復したものであるとして扱うことは、まさに被害の黙殺であり、不可視化でしかない。

この損害の実相を明らかにしたのが、関礼子教授、除本理史教授である。

2 一審原告らの請求の内容

淡路剛久教授によれば、故郷は、経済的・財産的側面から社会的、文化的、精神的側面、個人的・私的利益の側面から集团的利益や公的利益の側面まで、広範、多面的かつ複合的な役割、機能を果たしており、地域住民にとっては、その全体が法的利益であり、「地域生活享受権」とも称するべき権利である（甲 A146 号証14 頁）。

一審原告らは、この故郷を失ったことによる損害（故郷喪失損害）として、本件事故により故郷が破壊されたことにより、一審原告らが受けた悲しみ、無念感、寂しさ、喪失感などの精神的な苦痛（慰謝料）と、本件事故前に故郷から得られていた有形、無形の財産的損害を、包括慰謝料として請求して

いる。

後者の有形、無形の財産的損害の内容は、「地域生活利益（①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・自然維持機能）」を主な内容としている（甲 A146、16頁、17頁）。これは、故郷のコミュニティが有していた生活利益を、経済的側面、社会的側面、文化的側面、精神的側面から整理したものである。

上記の故郷が有する複合的な役割、機能及びそれにより地域住民が受けていた法的利益の実体的な内容については、除本教授、関教授が地域住民の聞き取りや環境経済学（除本教授）、環境社会学（関教授）の観点で分析し、その本質的な内容を明らかにしている。

なお、地域生活利益を提唱した淡路教授は、除本教授などによる故郷のコミュニティの実態を前提とし、その実態を法的に評価して、地域生活利益という法的利益を抽出しているものである（甲 A146、14頁、15頁）。

以下、故郷の本質的な内容について、関教授、除本教授の分析をもとに明らかにする。

3 本件事故前の故郷の本質について—関教授及び除本教授の分析から

（1）故郷の本質

関教授によれば、一審原告ら住民が、本件事故により奪われた「故郷」とは、人と自然とのつながり、人と人とのかかわり、その永続性や持続性が、三位一体になった場所である。故郷とは、かかわりとつながりが生活や文化、歴史や伝統として編み込まれた場所であり、そこで生きる人々がかかわりとつながりを編み足しながら、生活や文化、歴史や伝統を継いでいく場所である。

言い換えれば、ムラやイエイエが紡いできた共同性、生活や人間関係、文化や歴史の共同性が故郷である。（甲 A801、15頁、16頁 関意見書）。

そして、関教授によれば、一審原告らの故郷においては、個々の生活は

共同性のもとで成立しており、個々の生活という櫛の歯が抜けては共同性が機能せず、共同性が機能しなければ個々の生活も成り立たなくなってしまう。

この共同性が、一審原告らの故郷の本質である（甲 A801, 17 頁）。そのため、この共同性が失われてしまえば、一審原告らは故郷で生活を維持することが著しく困難になり、また、そのような共同性が失われた生活というのは、「故郷の生活」とは到底言えないものである。

他方、故郷について、環境経済学、環境政策学を専門とする除本教授は、「故郷」がそこで生活する人々にとってどのような意味を有するのかについて、次のように表現している。

「故郷とは、」「避難元の地域にあった生産・生活の諸条件」であり、「その諸条件は「自然環境、経済、文化（社会・政治）」という複数の要素からなる」。具体的に言えば、放射能汚染のない環境、ある程度の収入、生活物資、医療・福祉・教育サービスなどが手の届く範囲になれば、私たちは暮らしていくことができない。「人々の暮らしはこれらの要素（筆者注 自然環境、経済、文化（社会・政治）のこと）に還元できるわけではなく、「むしろ、それらの一体性が重要である。」（以上、甲 A267、除本意見書 6 頁ないし 8 頁）。

そして、上記諸条件の複合の仕方は、地域の独自性を生み出し、故郷は、①私的財（土地・家屋）、②公共財（景観）、③社会関係（コミュニティ）などの固有性（当該故郷独自のものであり、他の地域で代替性がないもの）、長期継承性（長年にわたり継承されてきて、故郷の住民が今後も継承するために活動しているもの）を有していた（甲 A267, 9 頁ないし 13 頁）。

このような関教授、除本教授の両分析は、故郷の本質について共通した捉え方をしている。

すなわち、故郷とは、自然とのかかわり（除本教授の説明では、「自然環境」）、人とのつながり（除本教授の説明では、「経済、文化（社会・政

治)」) という要素があり、故郷の住民は共同して自然と関り、人とつながるといふ共同性こそが故郷の本質である。そして、これらの要素は、持続性、永続性（除本教授の説明では、「長期継承性・固有性」）がある。

この共同性がなければ、個々の住民は生活していくことができず、また個々の住民がいなければ、共同性は存在しえないのであり、両者は密接不可分である（除本教授の説明では、故郷の要素は、「生産と生活の諸条件の一体性」である。）。

（２）故郷の共同性の内容

関教授による故郷の３つの構成要素（人と自然とのかかわり、人と人とのつながり、その持続性と永続性）の観点で、故郷の共同性を説明すると、次のとおりである。

なお、以下、甲 A801 号証のうち津島地区、山木屋地区に関する部分の引用を行うが、これは、関教授の同地区の説明が、一審原告らにも通じる故郷の本質をも明らかにしているため、その本質を説明するために、引用するものである。

ア 人と自然とのかかわり

一審原告ら故郷の住民は、山林、河川、海などの自然を生活圏の一部として生活していた。

農業、家庭菜園作りをし、また、山菜、茸、魚介類などを自然から採取し、生活していた。

住民は、このようにして生産、採取した食物を自ら消費し、また他者に贈答し、他者から贈答を受け、自給自足に近い生活を成り立たせていた（甲 A801、23 頁）。このような互酬関係は、人と人とのつながりための「結い」の役割も果たし、これにより人間関係はより密接になった。

また、そのほかにも、海や川で釣りをし、豊かな自然を利用した農業、酪農、家庭菜園を行い、豊かな自然を遊び場、憩いの場として生活をしていった。

イ 人と人とのつながり

人と人とのつながりは、故郷の持続性・永続性につながる。

故郷の住民らは、子どものころから、小学校、中学校、場合によっては高校までずっと一緒に育ち、その間、同級生の関係だけでなく、先輩・後輩関係もそれぞれの保護者との関係も続く。世代を超えて一緒に活動する祭りや伝統芸能、運動会などの行事やイベントも多く、必然的に人間関係が密になる。(甲 A801, 24 頁)。

誰それのきょうだい、親、子などの関係性をもって、互いに人間関係を築き、それにより、初対面でも親近感を持ち、また、ごく自然に助け合うような関係が築けるのである。このように、つながりとは、過去から未来へと続いていく社会関係資本であった(甲 A801, 24 頁、25 頁)。

自給自足的な生活は、1 世帯、1 地域で完結せず、世帯から世帯へ、地域の内外で必要な資源が配分され、均等化されることで成立する。野菜を栽培するときは、「わける」ことを見越して作り、竹林にタケノコが出ると、「取りにこい」と声をかける。山菜・キノコ採り、釣りなども、取る楽しみ、分ける楽しみがあった。

故郷の住民は、このように有形なモノを「分け合い」、また、個々が持つ情報や提供しうるサービスもモノに代えて提供された。

近所の高齢者を車で病院に連れていくなどはごく自然のことであった(甲 A801、25 頁)。

ウ 持続性と永続性

上記イ記載のような結いの精神に特徴づけられた生活は、毎年周回し、慣習化され、個々の住民を無意識に方向付ける習性や習慣が生まれた。

周回する時間の中で組み立てられ、反復する生活は、結果として、人々が根付く土地の場所性を強化し、その土地に重層的な意味と形を与え、一過性ではない、景観、文化、歴史、伝統、社会的風土が受け継がれ、育まれ、受け渡されていくのである(甲 A801、25 頁、26 頁)。

(3) 故郷における機能としての地域生活利益

では、関教授、除本教授の上記分析と、淡路教授の分析、ひいては、一審原告らが請求する損害との関係性はどのようなものか。

このような共同性ある故郷での生活は、そこで居住する住民の生活に多くの有形、無形の財産的な利益を与える機能を有しており、この機能こそが地域生活利益である。

①自然の中で農業、酪農、家庭菜園を行い、山菜、茸、魚などの採取活動を行い、それを互いに贈答しあうことにより、生活費が軽減する（生活費代替機能）。本件事故前まで、野菜を購入したことがないなどの声は、一審原告らからよく聞くところである（甲 A267, 8 頁 11 頁、除本証人尋問調書 11 頁、12 頁、甲 A801, 23 頁）。

②人と人がつながり、家族、親族、友人が密接な関係を有しているため、日常生活や困ったときに助け合うということが自然に行われてきた（相互扶助・共助・福祉機能）。たとえば、高齢で病院や買い物に行けない人を、車で病院に送ってあげるとか、食料をおすそ分けしたり、冠婚葬祭、農業の手伝いなどである（甲 A267, 11 頁 12 頁、除本証人尋問調書 12 頁ないし 15 頁、甲 A801, 23 頁 24 頁、25 頁、55 頁ないし 60 頁）。

③住民が行政区の区長や役員となり、活動することにより、行政からの連絡を伝達したり、住民の困りごとを行政につないだり、行事を運営したりするなど、行政を補助する活動が行われてきた（行政代替機能）。また、隣組、農業における水利組合、消防団も同様の機能を果たしていた（除本証人尋問調書 15 頁ないし 17 頁、甲 A801, 55 頁ないし 60 頁）。

④故郷においては、大人も子どもも、知らない顔はないという環境であり、一人一人が尊重され、地域で子育てを行っていた。学校の運動会などは、地域の子どもの成長の機会を見る場でもあるし、大人の交流の場でもある。そのため、子どもがいない世帯も含め、多くの住民が参加する場であった。このような一人一人が尊重される生活の中で、住民は何らかの役

割があり、自己実現をして生きがいを持って生活をし、人格を成長させていった（人格発達機能）（除本証人尋問調書 12 頁ないし 15 頁、甲 A801, 32 頁ないし 35 頁）。

⑤故郷の自然環境、田畑、農道、河川、どぶなどは広大であり、一人一人の住民では管理しきれない。しかし、故郷ではこれらは共同で管理すべき「総有的」なものであり（甲 A801, 16 頁、55 頁ないし 60 頁）、実際に共同で管理（農道や河川の清掃など）することにより、維持、発展されてきた（環境保全・維持機能）（除本証人尋問調書 15 頁ないし 17 頁）。

故郷における共同性により、住民はこれらの地域生活利益に服していた。

この故郷の共同性の機能（地域生活利益）は、地域住民に有形、無形の財産的な利益を与えていたのである。他方で、これらの機能は、行政、インフラ（交通機関、病院、福祉、商店など）が必ずしも十分に整備されていなかった故郷において、生活を容易にする機能を有していたのである。

（４）社会学の手法による分析の意義

原審は、一審原告らの損害の実相の複雑性ゆえに、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を合算する手法を取ったものと解釈することもできるが、社会学の専門家である関教授がこの複雑性を分析し、明らかにした控訴審においては、両者を峻別しないという手法は取りえないものといわざるをえない。

すなわち、関教授が専門とする社会学の強みは、次の点にある。

「個人的なことのように見えて社会的な事象を捉えること、個別のように見えて全体にかかわる問題を「社会的事実」として示すことは、社会学の学としての強みである。（甲 A801,5 頁）」

「社会学は、手に余る具体と手に余る抽象をつなぎとめ、具体性と抽象化のどちらも手放さず、中範囲で、納得いくものの見方を提示してきた（甲 A801、6 頁）」

「ローカルな社会、すなわち集団の呼吸を自らの呼吸としているような共同体を紐解き、共同性の中にある生活や知の世界を明らかにし、具体と

抽象を行き来しながら共同体の危機を明らかにするのが社会学という学問の特質なのである。(甲 A801,6 頁)」

このように、社会学は、社会における見えづらい事象の本質をとらえる学問であり、関教授は、社会学の専門家として、この社会学の視点に立って、一審原告らの故郷に発生した事象を把握し、分析しているのである(詳細は次項)。

よって、故郷の複雑性はすでに解明されたのであり、複雑性を理由として避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を合算することは許されない。

4 故郷剥奪(故郷喪失)被害の実相について

故郷の共同性ある生活は、本件事故により剥奪された。

以下、上記(3)記載の故郷がいかに破壊されたかという事実を、当審における証拠調べの内容を示しつつ、明らかにする。

(1) 被害の現れ方の二つのタイプ

故郷剥奪被害は、避難指示が解除されたか否かによって、その被害のあらわれ方が異なっている。そして、避難指示が解除されていない地域の典型例の一つが、浪江町津島地区(プロトタイプ A)であり、避難指示が解除された地域の典型例の一つが、川俣町山木屋(プロトタイプ B)である(関教授)。

一審原告らの故郷(浜通り 8 市町村)の故郷剥奪の被害状況は、このプロトタイプ A 及びプロトタイプ B のバリエーションないしグラデーションとしてとらえることができる(甲 A801、19 頁、20 頁、52 頁)。

一審原告らの故郷は、川内村を除き、中山間地ではないものの、①強い地元志向、②地元=故郷のネットワークという“結い”(共同性)の中での生活があったこと、③土地の共同性と、血縁、同級生、友人、仕事仲間、地域や行政区のつながり、商売のつながりなど、一人一人を取り巻くネットワークが重層的に存在しており、津島地区、山木屋地区と同じく、人と

自然とのかかわり、人と人とのつながり、その持続性、永続性という故郷の共同性が存在していたのである。

浜通り 8 市町村の特徴としては、市町村の区域割を超えた生活圏などの広域性（生活圏、親族・婚姻関係、伝統行事、自然、職業など。）があったことである（甲 A801、65 頁ないし 69 頁）そして、故郷剥奪の被害も、この特徴の影響を受け、「隣町が避難指示区域（もしくは解除直後で、生活圏として使用できない）であれば生活は成り立たない」というかたちで発生しているのである（甲 A801、67 頁）。

このことは、原審、控訴審において一審原告らが主張、立証してきたとおりである。

以下、関教授のプロトタイプ A 及びプロトタイプ B という分析を参考にしつつ、一審原告らの故郷剥奪（喪失）被害についてポイントを絞って明らかにする。

（2）帰還困難区域について（いまだ避難指示が解除されていない地域）

ア 帰還困難区域

帰還困難区域に該当するのは、一審原告らが本件事故前に居住していた大熊町、双葉町、また浪江町の一部などである。なお、関教授が典型例として分析しているのが、浪江町津島地区である。

イ 帰還困難区域における被害の特徴

帰還困難区域における故郷剥奪被害の特徴は、避難指示を解除して、住民が生活することができないほど、高濃度の放射性物質が残存していることである。特に、山林などは除染されておらず、今後も除染の予定がないため、自然・土地に根差して生活することができなくなったということである。

すなわち、山林などの自然環境の放射線汚染が残存しており、自然環境に立ち入ることにより放射線被ばくをしてしまうため、立ち入ることができない。また、天然の山菜、キノコは放射性物質を吸着しやすく、山菜、キノコはもはや商品価値を持ちえず、取得して食べることも、互酬することもでき

ない（そもそも、地域にも原則として立ち入れないのであるが）。

そのため、帰還困難区域では、自然と密接にかかわる将来を見いだせず、自然に関わり、土地に根差して生きることができなくなっている（甲 A801、24 頁）。

また、自然を媒介にして成り立っていた人と人とのつながりは、本件事故により故郷に戻ることができないということによって、断ち切られ、地域の中で穏やかに生活する日常が奪われてしまった。

そして、地域の歴史を未来につなげていけず、地域の伝統文化や無形文化財の消失の危機が訪れているのである。

（3）避難指示が解除された地域について

ア 避難指示が解除された地域の被害の特徴

避難指示が解除された区域は、避難指示が解除されるまでに期間に多少の差異があるが、解除されるまでの期間が長ければ長いほど、避難指示解除後に故郷に戻り生活する人数が少なくなるという特徴がある（準備書面 9、準備書面 15 参照）。

関教授がプロトタイプ B とする川俣町山木屋地区は、このうち、平成 27 年 3 月 31 日に避難指示が解除された地域であり、他の地域と比較して、解除の時期は中間的であり、典型的な地域といえる。

避難指示が解除された区域は、解除により、以前生活していた地域に戻って生活をするのが法的には可能になり、現に帰還した人もいる。

しかし、そこでの生活は、本件事故前と大きく異なり、故郷は剥奪されたままといわざるをえない。

以下詳述する。

イ 人と自然とのかかわり

避難指示が解除された区域の故郷を、自然とのかかわりという観点で見ると、避難指示が解除されたとしても、山林は除染されていないため、被ばくを恐れ、山林への立ち入りや、山菜、キノコなどの採取、おすそ分けはでき

ない。海や川についても、同様の理由で釣りを行うことはできなくなっている。

例えば一審原告●は、事故前の檜葉町では、趣味の釣りや山菜採りなど、夫婦や地元の友人とよく出掛けて、取れたものを料理して楽しんでいた。釣った魚や採った山菜はかなりの数になるので、家庭だけでは食べられず、隣近所におすそ分けしたり、農家をやっている周り的人から逆に貰ったりしていたが、檜葉町に戻ってからは釣りや山菜採りは1度もしていない。一緒に行ける友人もいない。「おすそ分け」もしていない旨述べる（原告番号30-1本人調書11頁、12頁）。

一審原告●は、「小高の高齢者は、ほとんどの人が、農作業をして暮らしていました。農作業は高齢者の当たり前の日常であり、人とのつながりのツールであり、生きがいでもあったのです。小高に戻ってきても、農業をできないなら、戻ってきた意味がない。だから、収穫した野菜を出荷できなくても、子どもたちが食べてくれなくても、自分だけしか食べないとしても、畑仕事をするのは、こんな切ないことはありません。」（甲C19-25・5頁）と述べる。¹

人と自然とのかかわりは、本件事故後、剥奪されたままなのである。

ウ 人と人とのつながり

(ア) 人と人とのつながりの現状

人と人とのつながりもまた、回復していない。

本件事故前に故郷で生活していた住民のうち、避難指示解除後、元の行政区に戻って生活している人数（以下、「帰還率」という）は、行政区ごとに差異がある（準備書面9及び15）。

しかし、帰還率は、もっともはやく解除された広野町でも、58%程度、

¹ 他に人と自然との関わりの喪失について述べるものとして、甲C51-28・3頁、原告番号51-1本人調書8頁【浪江町】、原告番号21本人調書11頁、甲C6-2・15頁【広野町】、甲C10-15・3頁、甲C1-12・11頁【檜葉町】、甲38-27・13頁【川内村】、甲C19-25・5頁【南相馬市小高区】等。

2017（平成29）年3月31日に避難指示が解除された浪江町で4～5%程度に過ぎない（2019年4月時点。準備書面15参照）。

さらに、帰還者ではない新規住民が多数入っており（広野町では、帰還者数よりも多い新規住民が広野町に入っている（準備書面15））、従来の人口構成は大きく変わっている。

そのため、帰還したあと、本件事故前に営んでいた、人と人とのつながりは回復していないのである。

例えば、上記畑中大子は、原発の廃炉作業等に従事する人たちは、被ばく線量の限界もあり定住は難しい。また、そういった人たちが滞在するようになってもう数年たつが、同人が見る限りでは、地域の住民に溶け込んで住民として交流をするというところを見たことはないし、余り聞いたこともないので、将来的にもそのような交流への希望は少ないと思う旨述べる。（原告番号21本人調書18頁）²

（イ）若い世代が戻っていないこと

また、帰還者の年齢の比率では、高齢者世代が多く、子どもや子育て世代の帰還者は少ない。

そのため学校が休校になる例が多数見受けられる。

一審原告らの故郷では、学校は地域の子どもたちの生活の場でもあるとともに、地域で子どもを育てる場であり、地域で育ててきた子供たちの成長を見守る場所である。そのため、運動会には親や祖父母に限らず、地域の多くの大人が参加し、交流する場となっていた（原審における第1回検証（2016年7月22日実施）の檜葉北小学校における指示説明など）。

故郷の未来を担う子どもたちを、みんなで育てようという意識があったのである。

しかし、現在では、その子どもたちの人数が減ってしまい、そのような

² 同旨を述べるものとして、原告番号62-4本人調書4頁【富岡町】、原告番号30-1本人調書6頁【檜葉町】

営みが失われてしまったのである（甲 A801、34 頁、35 頁）。

例えば、一審原告●は、事故前の広野町では地域の大人がみんなで子どもを見守るといった様子があったが、周りの町営住宅の中を見回してみても、子どもの姿を見ることができないので、もう見守りそのものをする必要がなくなったとでも言いたい状況である旨述べる（原告番号 2 1 本人調書 1 2 頁）。他にも、子どもや子育て世代が激減したという実感を述べる一審原告が多い。³

（ウ）関教授による分析とその分析に合致する一審原告らの実感

このような状況について、関教授は次のように言及している。

「避難指示解除後に戻るのは高齢者世帯が多く、花見、盆踊りや忘年会も、営々と引き継いできた年中行事や祭りも、若い世代に引き継ぐことができない。世代を超えて助け合う“結い”の領域はうまく機能しなくなった。」（相互扶助・共助機能の破壊）

「避難指示解除後の地域では、回覧板を回さない／回せない、地区の長や世話役をだれも引き受けたがらない。（略）深層には回覧版を回す際のお茶飲みという、親睦や情報交換、意思疎通の機会が失われたという意味が隠れている。地域の飲み会も同様に、地域の役回りを決めたり、相談事をしたりするのに重要であった。」（行政代替機能の破壊）

「米や野菜を挙げたりもらったりの生活も、根底にはモノを介して人間関係をつなぐ“結い”の意味がある。米や野菜を買って食べるようになれば、助け合いの生活は細っていく。金銭的にも苦しくなる。（甲 A801、60 頁）」（生活費代替機能の破壊）

関教授は、意見書で続けて、自治体をまたいだ生活圏とその損壊状況について、詳述している（甲 A801、61 頁～）。

³ 甲 C 2 1 - 1 4 ・ 3 頁、甲 C 6 - 2 ・ 4 頁、原告番号 6 本人調書 2 3 頁【広野町】、原告番号 3 0 - 1 本人調書 5 頁、原告番号 1 0 - 1 本人調書 3 頁、5 頁【檜葉町】、甲 C 6 4 - 2 4 ・ 5 頁、原告番号 1 9 - 1（國分富夫）本人調書 8 頁【南相馬市小高区】、

事故前にあった近所づきあいや物・サービスが事故後失われていることについて、例えば一審原告●は「もともとは、隣組の皆で集まって花見など季節の行事をしたり、家庭菜園や農家をしていたので互いにおすそ分けやお茶飲みがありました。今は若い人たちがおらず、隣組長は亡くなって空席のままです。広報ならはについても、以前は隣組の班長が広報ならはを配っていましたが、今は隣組が機能していないため、町が直接郵送してきます。」と述べる（甲C30-9・3頁）。

また一審原告●は「(広野)町の行事や住民間のコミュニケーションについては、外見上は町主催の行事、クリーンアップ作戦、花いっぱい運動などは復活し、隣組や敬老会も再開しています。しかしこれは役場で一生懸命働きかけているからなんとか行われているのであって、内情は事故前とは全く異なります。若い世代はあまり参加しない一方で、高齢者は亡くなっていく方もいて、参加者は減少しています。」と述べる（甲C21-14・6頁）。⁴（環境保全機能の破壊）

(エ) 故郷の帰還者数の低さの商業への影響

本件事故前は、一審原告らの故郷における商業は、地域の住民と密接につながり、また、浜通り8市町村を商圈とすることにより成り立っていた。

しかし、避難指示解除後、職業生活を通じた地域とのつながりも、破壊されたままである。

例えば、広野町で薬局を営んでいた一審原告●は次のように述べる。

同薬局は事故前、「病院からのお客さんだけでなく、配達等を通じて、役場、学校、企業などに多くのお客様がおり、地域密着の薬局」であったところ、広野駅東に移転した馬場医院にあわせた移転のために3700万円

⁴ 他に近所づきあいや物・サービスが事故後失われていることについて、原告番号30-1本人調書5頁、12頁、甲C10-15・2、8頁、原告番号10-1本人調書14、17、18頁、甲C1-12・12頁、甲C37-14・5、6頁、甲C78-10・2頁、甲C18-12・4頁【檜葉町】、甲C64-24・7、8頁、甲C19-25・7頁、原告番号19-1本人調書13頁、甲C41-10・4頁【南相馬市小高区】、甲C81-18・4、5頁【浪江町】、甲C31-14・3頁【広野町】

以上の負担をすることになってしまった（甲C6-2・2頁）。仕事自体はあるものの、暫定的なものが多く、将来どうなるか不安はぬぐいきれない（同3頁）。広野小学校や広野中学校は再開しており、取引再開の要望はしているが、児童数減少のためか、それでも取引再開には至っていない（同人本人調書6頁）。

檜葉町の病院の患者が新たな販路となっており、売上全体の1割を占めているが、2020年4月1日に檜葉町に薬局が開店予定（町が設立費用を全額負担し、かつ2年間収入保障するもの）であり、その後はそうした客は来なくなると思われる（同8,9頁）。薬局を再開した際の借金と、（その後馬場医院の移転にあわせた）移転のためにした借金が合わせて2000万円近く残っており、月々35万円を返済している（同5頁）。

退職した従業員の補充も困難である（同10頁）。

事故前は来ていた薬剤師のインターンシップ生が事故後は来なくなり、薬局の採用に悪影響が出ている（同11頁）。⁵

エ 人と自然とのかかわり、人と人とのつながりの永続性、持続性

帰還した住民によって、代々引き継いできた人と自然とのかかわり、人と人とのつながりを将来に引き継ぎ、維持しよう（永続性、持続性を維持する）という取り組みがなされている。

たとえば、関教授は山木屋地区の三匹獅子舞を例に挙げる（甲A801,32頁）。

一審原告らの原告本人尋問では、檜葉町の浜下りという祭事が言及された。

外見的には、これらの事象は故郷の復興が進んだとの印象を与えるものであるが、実態はそうではない。本件事故前にこれらの行事の中心を担ってきた、若い人や年少世代という役割を担う人々が当該地域で生活していないた

⁵ 同様に職業生活を通じた地域とのかかわりの喪失を述べるものとして、甲C62-8・4頁、甲C10-15・15頁、甲C78-10・2,3頁、甲C1-12・9頁、甲C31-14・1~3頁等

めに、不完全な形で開催され、もしくは、よその地域から役割を担う人に来てもらって実施したり、これまで役割を担ってきた人たちが、他所の場所から戻ってきて手伝うというような状況になっている。

例えば一審原告●は「木戸（※代理人注：檜葉町）のお祭り（大瀧神社浜下り）が8年間の休止の後、去年から再開しています。しかし、昔は子供会や青年団で神輿を担いだりしていましたが、去年はトラックが来てそれにお賽銭を投げるだけで活気がありません。」（甲C30-9・5頁）と述べる。⁶

本件事故前は、先祖世代から引き継ぎ、各世代の特徴を付け加えて、持続してきて、今後永続するであろうと思われていた故郷は、もはや先祖から引き継いだものと形は異なり（断絶しており）、かつ、今後も持続させ、永続させることは困難な状況となっているのである。

一方で、再開・復活が望まれつつも、現在に至るまで果たされていない祭事、伝統芸能、行事も多くある。例えば一審原告早川篤雄は「檜葉町は、解除されてからちょうど4年が過ぎますが、宝鏡寺では、数々の行事を復活させることができておりません。…花祭り、じゃんがら念仏、月例の念仏会は全く復活させることができそうにありません。理由は、若い人、子どもの帰還者が非常に少ないからです。…お盆や春秋のお墓参りも高齢化が進んで少なくなっており、戻らない若い世代の子どもたちの代になったら、お墓参りの客の数がどうなるか、分かりません。…特に、花祭りは、子どもを対象にした行事でしたので、復活の見込みは全くありません。毎年4月の第一日曜日に集落の子どもたちに寺に集まってもらい行っていました。多い年には20数人の子供たちが、誕生仏に甘茶を灌いで、小さな手を合わせていました。今、私の集落には、その子どもが1人もいません。子どもたちのために紙しばいを用意して聞かせたり、お菓子を用意しお土産にしていました。私も妻

⁶ 「浜下り」や他の祭事について再開の不完全性について述べるものとして、原告番号21本人調書14頁、原告番号6本人調書28頁【広野町】、原告番号10-1本人調書13頁、甲C1-12・6頁、甲C18-12・5頁【檜葉町】、原告番号19-1本人調書12頁【南相馬市小高区】

もその準備や当日の子どもたちとの触れ合いを非常に楽しみにしていましたが、子どもたちの喜ぶ顔はもう見ることはできません。…じゃんがら念仏は、集落内の青年たちの交流の場ともなっていたものですが、事故後全く行っていません。」と述べる（甲C1-12・6～7頁）。

オ 避難先にとどまる住民が多くいること

また、帰還率が低いということは、その裏返しとして、避難先に今も、帰還していない、帰還できない住民が多く存在するということである。

帰還していない住民にとっては、故郷での自然とのかかわり、人とのつながりが失われたままであることは明らかである。

一審原告らの中にも、帰還することはできず、別の地域で生活を営んでいる者が多く存在する。帰還できない事情は、第1、第2項で記載した通りであり、また、帰還者数が増えないことが、次の帰還をしない人を作るという悪循環に至っている。

このように帰還が進まないことには、もとより原因がある。準備書面9、準備書面15、原審に提出した最終準備書面でも主張したが、長期間の避難のうちに、元の地域における生活を回復できないまま、避難先の地域での生活を辛うじて再建した今、それを覆して帰還し、もう一度生活再建の苦労を強いられることには耐えられないことが一因である。⁷

加えて、周りの住民が帰還しておらず、従前のコミュニティが回復していないこと、そもそも放射能汚染への不安⁸や、故郷におけるインフラ（学校、医療、職場など）整備の遅れ（これらは裏返せば、帰還した後の生活の不便に直結する）などの事情がある（甲A801、59頁ないし64頁。また、各市町

⁷ 帰還できない理由に避難先での生活基盤確立を挙げるものとして、甲C62-8・4頁【富岡町】、甲C10-15・11頁【檜葉町】等

⁸ 帰還できない理由に放射能汚染への不安を挙げるものとして、原告番号44-1本人調書11頁、原告番号51-1本人調書11頁、原告番号66-2本人調書5頁、甲C81-18・2頁【浪江町】、甲C62-8・4頁【富岡町】、甲C10-15・11頁、原告番号10-1本人調書20頁、甲C37-14・6頁【檜葉町】、甲C38-27・7、8頁【川内村】

村における住民意向調査の結果参照)。

帰還率が低いことには、上記のとおり帰還できない事情があるのであり、そのことは、帰還しないという選択が、社会通念上、多くの人にとって自然な意思決定であることを示す。したがって、帰還しないという選択をしたからといって、このような選択が社会通念上不相当であり、避難指示が解除されたならば帰還するべきであるという評価をすることは許されない。さらには、今後帰還率が上昇して、地域の回復が進むのが当然であり、「故郷喪失」という損害は解消するという想定も、理由のない誤ったものである。もとより、住民の帰還が進まないために地域が回復しないことによる損害には、事故との相当因果関係がないという主張も、同様に誤りである。

カ 小括

一審原告らは、本件事故後、自然とのつながり、人とのかかわり、その持続性、永続性（故郷の共同性）を失ってしまった。

本件事故前は、自然とのつながり、人とのかかわりにより、自給自足的な生活（互酬関係を含む）を送ることができ、また、いざというときには助け合えるような関係性があり、密接な人間関係のもとに安心した生活を送ることができていた（一審原告らが主張する地域生活利益はその一つである）。

しかし、帰還していない住民にとっては、そうした地域がもたらす様々な価値と利益は、失われたままである。

そして帰還した住民にとっても、自然とのかかわり、人とのつながりが失われてしまったため、生活は苦しいものになり、また、生活に張り合いが失われ、自身やその家族のみならず、故郷の将来の希望もない生活を送らざるを得ない状況になっている。関教授は、このような状況を、「故郷剥奪は、生活の質（Quality of life）の低下をもたらす」（甲 A801、61 頁）と評価している。

本件事故前には自然とのかかわり、人とのつながりの中で、これらを生きたがいとして豊かな生活を送っていた住民が、帰還後は人と出会う機会も僅少

となり、自然や人の中での生活という生きがいを失い、希望を持たずに生活することの苦痛は察するに余りある。

5 被害の深刻さについて

(1) 関教授が指摘する「生活の質の低下」の持つ意味

関教授が「故郷剥奪は、生活の質 (Quality of life) の低下をもたらす」(甲 A801、61 頁) と評価する故郷喪失の被害について、その深刻さの程度を誤って過少に捉えることは許されない。

本件事故前、故郷の住民は、地域生活利益を享受していたのであるが、本件事故後、自然とのかかわり、人とのつながり、持続性、永続性が失われたことにより、地域生活利益も失われ、もしくは棄損し、地域住民は地域生活利益がない状態で生活をしなければならなくなった。

自宅に帰還した者にとっても、人と人とのつながりがある生活は既に存在しない。

一審原告●は、檜葉町に戻ったのちの約 1 年 3 か月間で、近所の人を訪ねてきたのは 1 回もなかった (遠藤良司尋問調書 5 頁) と述べる。それまで、自然や人と関り、つながりながら生活していた人が、その生活を失って生活することの苦痛は察するに余りある。

このような被害の現れについて、前掲のとおり、関教授は次のように述べる。

「避難指示解除後に戻るのは高齢者世帯が多く、花見、盆踊りや忘年会も、営々と引き継いできた年中行事や祭りも、若い世代に引き継ぐことができない。世代を超えて助け合う“結い”の領域はうまく機能しなくなった。」

「避難指示解除後の地域では、回覧板を回さない／回せない、地区の長や世話役を誰も引き受けたがらないという状況が生まれている。(この) 深層には、回覧板を回す際のお茶飲みという、親睦や情報交換、意思疎通の機会が失われたという意味が隠れている。地域の飲み会も同様に、地域の役回りを

決めたり、相談事をしたりするのに重要であった。単に親睦の場がなくなったということではなく、地域の共同性や自治の機能に関わる場が失われた。」

「米や野菜をあげたりもらったりの生活も、根底にはモノを介して人間関係をつなぐ“結い”の意味がある。米や野菜を買って食べるようになれば、助け合いの生活は細っていく。金銭的にも苦しくなる。」(以上、甲 A801、60 頁)。

(2) 多大な精神的な苦痛が発生していること

また、住民たちが先祖代々から強い思い入れを有し、自らの努力を費やして維持、発展してきた故郷の共同性という故郷の本質が失われ、住民たちが受けた精神的な苦痛は多大なものがある。

一審原告ら住民の言葉は、これらの共同性の剥奪による損害の程度が著しいことを如実に表す。

一審原告●は、「住宅というのは正に私の歴史でもありますし、子供たちにとっても本当の歴史だと思えますね。やはり、ここで喜怒哀楽を共にしまして、生活をして子供を育てて社会に出したということです」(本人調書 10 頁)

「いよいよ自宅の取り壊しの日時を告げられたときは、覚悟はしていたものの、死刑囚が死刑台に乗せられたかのような心境で、足が震えました。」(甲 C 51-28・2 頁) と述べる。

また一審原告●は「私の家は、自分で基礎を造りました。なぜならば、全くお金がありませんでしたから。そのときに、100歳で亡くなった母親の友達まで来て、いろんなことを手伝ってくれました。また、山から木を出すのも自分でやりました。そのときに、友達が休みのときにも手伝いに来て、そして、やっとのことでその家を造ったんです。その家で私の子供たちが育ったんです。だから、すごく思い出のある家だったんです。それを壊さなければならぬ。解体しなければならぬ。本当にこれは、なってみなければ分からないとは思いますが、苦しいものでした。…どうしようもないから解体せざるを得ないよと、東京にいる娘に言いました。そしたら娘は飛

んできたんです。飛んできて、最後に一回見なきゃということで見て、そして涙をこぼしながら、そこ（※自宅の障子）に大きな字でさようならと書いて帰ったんです。」（本人調書24、25頁）⁹

一審原告●は、同じく原告である父●について、本件事故前は「前向きで、アクティブで、止められないくらい気力にあふれている人で（原告番号62-4尋問調書11頁）」あったが、いまは人生をかけてきた味噌屋の営業をあきらめ、「もう、味噌屋は無理だ。俺の人生は何もない。終わったんだ。」と述べるようになり、父は「抜け殻になってしまった。」と述べている。

このように、一生をかけて、また、生きがいとして営んできた故郷の共同性の中での生活が奪われたとき、住民は、その人生の全てを奪われ、「死刑台に乗せられたような」心境、「抜け殻になる」ほどの強い精神的な苦痛、すなわち、人生が終わるほどの精神的な苦痛を受けるのである。

（3）故郷の喪失と原告らに生じた損害

以上述べてきたように、一審原告らは、故郷の破壊により、地域生活利益を失い、生計の維持を困難にする有形、無形の財産的損害が生じた。

そうした損失は、長期継承性と固有性を持つ、かけがえのない価値を奪われること（非代替的な損失）であるため、住民に深い喪失感を与えるという重大な精神的な苦痛を生じている。

さらに、故郷の共同性が失われることは、上記のとおり、人生が終わるほどの精神的な苦痛を与えている。

一審原告らが請求する故郷喪失損害は、これらの損害をその内実とするものである。

⁹ 事故前の自宅の持っている価値や家族生活が失われてしまったことを述べるものとして、原告番号62-4本人調書21頁、原告番号6本人調書17頁、甲C81-18・2、3頁、甲C37-14・3、4頁

第5 損害額について—原判決の限界と欠落

1 一審原告らの請求内容及び原審判決の損害認定について

一審原告らは、故郷喪失損害について、一人 2000 万円を請求している（なお、控訴の範囲は、その一部である）。

原審判決は、前述の通り、避難慰謝料と故郷喪失損害を合算して損害額を計算し、次の通り、一審原告らの損害を認めた（次のカッコ内は、中間指針による既払い金である）。

- ・ 帰還困難区域について 1 6 0 0 万円（1 4 5 0 万円）
- ・ 居住制限区域及び避難指示解除準備区域について 1 0 0 0 万円（8 5 0 万円）
- ・ 旧緊急時避難準備区域について 2 5 0 万円（1 8 0 万円）

このように、原審判決は、一審原告らの損害額を認定したのであるが、これは、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を合算して計算したために、総額として不当に低額に抑えられてしまっており、かつ、故郷喪失慰謝料が賠償されているのか否かが定かではない。例えば、次に述べるように、広野町では、故郷喪失慰謝料は賠償されていない。

以下、詳述する。

2 関教授による分析

(1) 広野町における中間指針等による賠償の状況と判決の内容

関教授は、広野町の例を挙げ、旧緊急時避難準備区域について故郷喪失慰謝料が支払われていないということを明らかにしている。

すなわち、広野町は、2011年9月30日に国による避難指示が解除されるまで、緊急時避難準備区域とされていた。広野町は、町として避難指示を出しており、町の避難指示が解除されたのは、2012年3月31日である。

そして、広野町の住民は、2012年8月まで、1か月あたり10万円の精神的賠償を受けていた。

中間指針の第四次追補は、精神的慰謝料（中間指針が想定しているのは避難慰謝料）の賠償について、避難指示解除後1年間を相当期間とし、この間は賠償金が支払われるべきであるとしている。

広野町の住民にとって、避難指示を出したのが国か、町かというのは重要ではなく、避難指示が出されている以上は、広野町に帰還することは現実的な選択ではない。

また、国の避難指示解除ののち、広野町がただちに避難指示を解除しなかったということは、公的機関である広野町自体が、国による避難指示解除の選択について、不相当であると評価したからにはほかならない。したがって、広野町の住民の避難指示が解除された時期は、広野町が避難指示を解除した2012年3月31日を基準とするべきであり、相当期間を考慮すると、広野町の住民は、中間指針等（以下、中間指針、第二次追補、第四次追補をまとめて、「中間指針等」とよぶ）によれば、広野町の住民は、少なくとも2013年3月31日まで賠償がされるべきであった。

したがって、広野町の住民は、2012年9月分から、2013年3月分までの7か月分について、避難慰謝料の賠償を受けることができなかったのであり、中間指針の基準によると、避難慰謝料は月額10万円であるから（なお、一審原告らは、避難慰謝料について、月額10万円という金額は低額に過ぎると主張している）、中間指針の基準によっても、70万円の損害がなされるべきであるということになる。

そして、原審判決で認容された金額は、広野町は250万円（既払い金180万円を除くと70万円）であり、原審判決は、まさに、中間指針の基準に則った避難慰謝料のみを認め（すなわち、原告らが主張していた避難慰謝料のうち、月額10万円を超える部分についても認容していない）、故郷喪失慰謝料はまったく認容しなかったということになるのである。

(2) 原判決の誤りの原因

ア 避難及び故郷喪失損害の被害の複雑性

このように、広野町では、原判決は一審原告らの故郷喪失慰謝料を全く認容しないという結論になっている。

原判決は、一審原告らに生じた避難及び故郷剥奪という損害の複雑性ゆえに、両者を峻別することをせず、合算して損害額を計算したものと思われる(甲 A801, 13 頁)。

しかし、関教授が社会学の観点により故郷剥奪の被害の実相を明らかにし、また、避難慰謝料との相違を明らかにした。具体的には、故郷剥奪被害は、故郷の共同性が剥奪されたことによる損害であり、避難慰謝料は、避難生活による損害である(甲 A801。まとめの部分として同 73 頁、74 頁)。

両者の違いが典型的に表れる場面として、避難の終了の場面がある。

避難が終了したならば、避難慰謝料の発生は相当期間経過後など一定の時点で終了するが、故郷剥奪による被害は終了しないからである。

また、寺西教授は、経済学の観点から、両者が別のものであることを明らかにした(前述)。

したがって、控訴審においては(一審の時点でも、両者を峻別することは可能なはずであったが)より一層、両者を峻別することが可能である。また、両者を峻別することによって、一審原告らの被害の実相が明らかになるのであるから、控訴審は、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を峻別して、損害評価をするべきである。

イ 合算することにより、一審原告らの損害額が低額化されていること

また、原審判決は、「本件訴訟における慰謝料の額を適正に評価するためには、故郷喪失・変容慰謝料の額と避難慰謝料の額を別々に認定した上で、それを積算するのではなく、原告らが主張する故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の全ての要素を包括的・総合的に評価して、故郷喪失・変容慰謝料を併せた慰謝料額を認定するのが相当であり、両者の認定方法による慰謝料額は、

手法の違いはあれど、理念的には等価である」などと判示した（原判決 305 頁）。

しかし、広野町の上記事例から明らかであるように、原審判決は、（一審）「原告らが故郷喪失・変容慰謝料の要素として主張する①ないし⑧の事情に関し、以下の事実が認められる。（原判決 305 頁）」とし、①地域生活の破壊、②職業生活の喪失、③自宅・家族生活の破壊、④地域の自然とのかかわりを享受する故郷の破壊、⑤精神的なよりどころとしての故郷の破壊、⑥被ばくの不安、⑦生活行動の制限、⑧復旧に多大な努力と苦痛を強いられることに関する事情が認められる（原判決 306 頁から 311 頁）、とし、「諸事情を総合的に考慮して」「慰謝料額を認定」する（原判決 319 頁）としながら、故郷喪失慰謝料の損害額を 0 円としたということになる。

上記故郷喪失にかかる事実を認めつつ、損害額を 0 円としたのであれば、その理由を明らかにしなければ原判決に理由不備があることは明らかである。

他方、原審が上記故郷喪失にかかる事実について一定の損害額を認めたという自己認識を有していたのであれば、それは結局、故郷喪失損害と避難慰謝料を峻別した場合の損害の合計額と、峻別しない場合の損害の合計額は等価ではないことが明らかになったと言わざるを得ない。

結局、両損害を峻別しないことは、原審が避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を認めたのか否かを不明瞭にし、かつ、両者の金額を低額化する効果を有しているのである。

上記の故郷剥奪により生じた一審原告らの損害の程度に鑑みれば、損害を峻別しないことにより、損害額を低額化させるということは、到底許されないことである。

（3）認められるべき損害額について

原審が認定した一審原告らの避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料の損害額、すなわち

- ・ 帰還困難区域について 1 6 0 0 万円

- ・居住制限区域及び避難指示解除準備区域について1000万円

- ・旧緊急時避難準備区域について250万円

という金額は、上記避難及び故郷喪失により一審原告らに生じた損害の程度に鑑みると、一審原告らの損害を正当に評価したものとは到底言えない。

では、一審原告らの損害額はいくらと評価されるべきであるか。

そもそも、一審原告らの精神的な苦痛や無形の損害は、生活全般に影響を与え、生きがいを奪い、死ぬことにも等しい苦痛であったことを十分に考慮するべきである。

そして、寺西教授は、経済学の立場から損害額について一つの回答を与えている。

すなわち、寺西教授は、「表明選好評価法」という評価の手法が確立され、海外の裁判や、日本国内の行政運営において使われており、これにより計算されれば、「より妥当性の高い数値が得られる」(甲A749-1、21頁)とする(詳細は準備書面(8)、甲A749-1、寺西証人尋問調書に譲る)。

そして、一審原告らの請求額は、この表明選好評価法により算出されたものではないが、表明選好評価法の考え方からすれば、この請求額は「受容意思額」として十分に尊重されるべきであり、裁判所がこの請求額を十分に尊重して判断するべきであると述べている(同22頁、寺西教授尋問調書38頁、54頁)。

寺西教授は故郷喪失慰謝料についてこのように述べているが、避難慰謝料についても区別する理由はない。

したがって、裁判所におかれては、一審原告らに生じた損害の実相に、真摯に向き合っていただき、寺西教授の意見も踏まえ、正当な損害賠償額を認定していただきたい。

第6 本件における請求方法について

1 請求方法論が持つ意味

本件において「請求方法ないし請求方式論」を論じるのには、重要な理由がある。

大規模集団訴訟においては、多数の原告らに関する主張・立証の困難等から、損害の算定評価が不当に低い方に平準化される傾向がある。すなわち、そもそも数百人規模の訴訟においては、全部の原告について個別に損害を算定して主張（請求）すること自体が不可能に近い。仮に可能であっても、原告らの被害の「同質性」や、被害者の「結集」に向けての団結を考えれば、請求金額に差異を設けることは、實際上困難である。さらに、もしそれが千人規模の裁判であれば、原告全員について個別に主張・立証していけば、いつまでたっても判決には至らない（本件でも、追加提訴分を全て併合していれば、原告は900名を越す。）。そこで、何らかの意味において一律金額の請求（「一律請求」）をせざるを得ないが、そうすると、「立証の不十分なし不均等」を理由に、原告全体の損害評価が、不当に低い方に流れがちになるという「不条理」である。

しかし、被害者の数が多数の規模に及んでいることは被害者の責任ではなく、むしろ被害の重大さ、理不尽さの表れであって、加害者にこそ責任がある。ならば、この不合理な事態は裁判の「欠陥」であり、何としても回避・解決される必要がある。そこで、集団訴訟における請求方法ないし請求方式の工夫によって、適正な損害評価を実現することが、公正な被害の回復・公正な司法判断の実現のために、極めて重要な課題となる。これは、原告の任務であるとともに、裁判所の職責でもあろう。

そこでの論点も多岐にわたりうるが、本件では、①いわゆる「包括請求」方式の問題と、②「一律請求」の意味が検討される。

2 包括請求方式

既に控訴審準備書面（3）において詳細に述べたところであり、ここでは概要を示すにとどめる。

本件の請求は、公害事件において創出された、いわゆる「包括請求方式」（財物、逸失利益、精神的損害など全ての損害を包括的に評価、請求する方式）をとるものではなく、一般的な裁判実務において定着している「個別損害項目積算方式」を採用している。但し、そこでの2つの慰謝料の損害評価に際しては、「包括請求方式」の持つ重要な機能である「包括的損害評価」が、損害論として重視されている。さらに、故郷喪失慰謝料の内容においては、精神的苦痛に対する賠償（純粹慰謝料）のみならず、包括的な地域生活利益の喪失がもたらす有形無形の財産的損害をも含む包括慰謝料であり、いわば「部分的な包括請求」というべきものであることが、大きな特徴である。そのような性質・内容の損害である以上、純粹慰謝料の損害評価に留まらない、広範な損害の内容と程度に相応した、適正な損害評価がなされなければならない。

3 一律請求について

（1）原判決の論旨

原判決は、「原告らは・・・原告各自が受けた個別的・具体的損害の全部について賠償を求めるのではなく、それらの損害のうち原告ら全員に共通する被害・・・について、各自につきその限度で・・・賠償を求めていると解される。」と判示し、その末尾に大阪空港訴訟の最高裁判所判決を掲記した。併せて、本件と分離した「2陣訴訟」における裁判所からの求釈明の内容（甲 A646 の1）からすれば、原判決が、上記大阪空港訴訟の最高裁判決の論旨を採用して、原告らに生じた多様な損害のうち、「原告ら全員に共通する被害」（損害）だけを請求したものだとして扱ったことは明白である。

しかし、この判示は完全に誤りである。すなわち、多様な形態が考えられ

る「一律請求」の意味を、多数の原告らが被った、その「性質及び程度」を異にする多様な損害について、原判決は、全部の原告に「共通する損害」（共通損害）だけを請求したものだとして認容する対象にし、それ以外の個別損害は損害として認容する対象としないことを明示したのであるが、これほど原告に不利に働く異例な内容を、一方的・独断的に断行すべき理由は存しない。

（２）原判決の異常な誤謬

そもそも原審において原告らは、そのような請求方法によることなど、全く主張したことがない。むしろ、基本的に全原告の世帯について本人尋問を実施するなど、まさに原告ごとに異なる性質と程度を有する「個別の損害」を、主張・立証してきた。「判断の対象を限定してしまう」という、これほどに重大な事柄について、原判決が誤解に陥るなどということは想定しがたく、ただ損害認定の矮小化を図ったものとししか考えられない。

（３）大阪空港訴訟における特殊性

同訴訟の最高裁判決自身が判示するように、騒音による生活妨害事件である同訴訟では、原告らの損害は「その具体的内容において若干の差異はあっても、静穏な日常生活の享受が妨げられるという点においては同様であって、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在しうる」（下線は引用者）と評価することが可能な内容の「性質」であるからこそ、「共通する損害」だけを救済の対象とする請求や判決が可能であった。原告ごとの個別損害の差異は、「若干の」と評価できる程度ないし性質の違いであるからこそ、そうした請求方法による一律の救済が、有益かつ可能なのである。

しかし、避難による日常生活阻害や、地域生活利益を中核とする「生活丸ごとの喪失」という本件における損害は、原告の属性や経過によって様々な内容であり、その性質も程度も区々であって、これを「若干の差異」に過ぎないから「共通損害」だけの救済を求めるといふ請求では、到底救済されな

い。すなわち、本件における一律請求の意味は、大阪空港訴訟における一律請求方式であることはあり得ないのである。

3 本件における「一律請求」の意味

だからこそ、原審における原告らは、本件における一律請求方式の意味 するところについて、主張を重ねてきた。すなわち、

- ・原告らの受けた損害は、その内容においても程度においても、原告によって違いがあること。
- ・しかし、「避難生活の日常生活阻害」、「故郷の喪失」（包括的生活利益の喪失）という損害要素において、原告らの損害には本質的な同質性があること。
- ・原告らの被害は、それぞれの損害の程度において、中間指針を超える、最低限1月あたり50万円（避難慰謝料）・1人2000万円（故郷喪失慰謝料）という水準において共通すること。

という意味での「一律請求方式」であることを明確に主張しつつ、各々の原告（世帯）の損害を、個別・具体的に、全て立証を尽くしたものである。

そして、そのような全面的・多角的な個別立証により、長期に及ぶ日常生活阻害、さらには「故郷喪失」（地域社会の全面的な機能喪失）という、司法判断として未経験の損害評価について、多数の損害立証の積み重ねにより、いわば「新たな経験則」を確立した。

本件における損害は、上記のとおり、騒音による生活妨害のような被害の同一性を持たないから、全部の原告に共通する損害だけを請求し、それ以外は請求しないという請求方法はある得ない。そこで、膨大な数の被害者を原告にする集団訴訟において、早期の被害救済を求めつつ、不当に低い損害評価に平準化する欠陥を回避するための請求方法として、このような意味における一律請求こそが、その目的を高度な水準で達成できる。

本件における損害がそのようなものである事案であることは、原審の裁判

所にも理解できていたはずであり、原告らの主張を無視して、本件に大阪空港訴訟における特殊な「一律請求方式」を適用した原判決は、不可解というほかない。

4 最低限の一律金額を超える損害について

本件の審理において、ここまで積み重ねてきた被害立証を経てもなお、裁判所の判断が、多数の一審原告らの中に、その居住地域の状況（避難指示区域の別）を理由に、あるいは当該一審原告の属性等の違いを理由に、認定しうる損害額が請求額に満たないとされる原告が一部あるならば、その原告だけは低い認容額に留まることもやむを得ないことになる（但し、その合理的な理由が摘示される必要がある。）。

しかしその場合には、その原告以外の一審原告らについては、その損害金額は原告全部に共通する「最低限の損害額」ではなく、各原告に個別に発生している（より大きな）損害額なのだから、請求額の満額（あるいは請求額を上限とする、適切な認容額）が、それぞれの一審原告について、各自の損害金額として認められる必要がある。けだし、一審原告らは、それぞれに生じている損害の全てを主張・立証した上で、そのうちの2000万円（故郷喪失損害）、月額50万円（避難慰謝料）を一部請求している。したがって、「共通する最低限の損害金額」だけを請求したのではなく、請求金額の範囲内で、それぞれの一審原告らが被った具体的な損害を、請求金額の範囲内で賠償することを請求しているからである。

その場合、裁判所においては、一審原告らが立証を重ねた各原告らの個別具体的な損害の評価に基づいて、各原告について、その居住地域（避難指示区域）の状況、あるいは当該一審原告の属性等を理由とした、適切な損害額を算定し、認容すべきことになる。

第7 他の集団訴訟判決について

1 はじめに

福島原発事故賠償の集団訴訟は、原審（福島地裁いわき支部）のほか、福島地裁、東京地裁、千葉地裁など複数の地方裁判所において判決が出されている（判決略称は控訴理由書（損害論）4頁参照）。

その中でも、千葉判決および小高判決は、被侵害利益、慰謝料の峻別、中間指針の性質などについて重要な判断をしており、それらの点について、民法学者や環境経済学者も肯定的に評価している。

2 被侵害利益論

原告らは、本件原発事故による被侵害利益について、「包括的生活利益としての平穩生活権」の内実を詳細に論述してきた（原審最終準備書面第3部4頁以下）。ところが、原判決は、被侵害利益について何ら検討することなかった。その問題点については、既に指摘したとおりである。

他方で、小高判決は、被侵害利益について、「包括生活基盤」と題して、その内実を、次のように丁寧に検討している。

「包括生活基盤に関する利益が、一つ一つの基盤から享受する利益の総和だけではなく、それら基盤が有機的に結合して形作られていることによる利益も含む」「利益の一つ一つそれぞれを分割し、単独で捉えたとき……原告ら各人全員において法律上保護に値するとまで評価することはできないものがあるとしても、それぞれの客観的環境等の変容状況は、全体として同原告らが従前属していた生活基盤がどのように変容したかを評価するために、本件包括生活基盤に関する利益の侵害の程度を判断する一事情として考慮することが相当である」

これについて、吉村良一教授は、「原告の主張する事情を広く考慮している。このような被害のとらえ方は、本件被害の特質を踏まえたものとして、高く評価できる。また、それが、帰還した者にも生じているとしたことも重要で

ある。」と高く評価している（甲 8 4 1 ・ 3 1 3 頁）。

3 慰謝料の峻別

原告らは、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を峻別することの意義・重要性を繰り返し主張立証してきたが（原審最終準備書面第 3 部 2 0 頁以下）、原判決は、これらを区別することなく慰謝料額を認定した。

一方、千葉判決（192 頁）は、「本件事故により生じる精神的苦痛に係る損害のうち、避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないものについては、ふるさと喪失慰謝料と呼称するかどうかはともかく、本件事故と相当因果関係のある精神的損害として、賠償の対象となるというべきである。」として、両慰謝料を別々に認定した。

これについて、研究者らは、以下のように、肯定的に評している。

除本理史教授・（甲 8 4 2 ・ 1 9 頁）

「注意しなければならないのは、避難元における「ふるさとの喪失」と、避難先で生じた被害とは、別個の被害だという点である。避難元にあった生活利益の喪失に対応する「ふるさと喪失」の慰謝料と、自宅を離れたため生じた日常生活阻害などに対応する避難慰謝料とは、明確に区別されるべきだ。」

若林三奈教授（甲 8 4 1 ・ 8 2 頁）

「一つの法益侵害から発生した結果であっても、異なる指標による異質な損害事実が併行して発生していると評価しうる場合には、たとえそれが財産的な指標を伴わない精神的（非財産的）損害であったとしても損害の項目化によって全体像の把握を志向することが検討されてよい。つまり精神的（非財産的）損害・慰謝料の項目化である。このような手法は、すでに実務において身体侵害の場合における傷害慰謝料と後遺障害慰謝料と

いった形でも見られる。また比較法的にも目新しいものではない。」

吉村良一教授（甲 8 4 3 ・ 3 1 頁）

「精神的損害について判決は、被侵害法益は「居住・移転の自由を侵害されるほか、生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ、平穏な生活を送る利益」だとする。ここでは、「生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ、平穏な生活を送る利益」という包括的な利益が侵害されたとして、原告の人格発達権の主張が受け止められている。このことが、避難生活にともなう精神的損害だけではない精神的損害を被っているという理解につながり、避難慰謝料とは別の精神的損害に対する賠償を認めることになったと思われる。」

一方で、小高判決は、慰謝料を峻別しなかったが、これについて吉村教授は、「確かに、両者には重なり合う部分もあるが、判決自身が述べているように、憲法 22 条 項の居住・移転の自由に対する侵害という面が強い避難にともなう損害と、安定した生活基盤で暮らすという憲法 13 条に根拠を有する権利・利益の性質の違いに着目し、両者を別個に算定することは可能であり、また、そうすることにより、裁判所の裁量によって決まるとする慰謝料算定に一定の枠づけを与えることが可能になるのではないか。」（甲 8 4 1 ・ 3 1 3 ～ 3 1 4 頁）と批判的に評価されている。

4 中間指針について

（1）原判決の対応

原判決は、中間指針についても、特に触れることなく慰謝料金額を認定している。しかし、被告は中間指針には合理性があると主張し、原告らは中間指針の問題点や限界点を指摘してきたのであるから、原判決は、中間

指針の法的性質や、これが賠償の対象とする損害の内容と金額等について、基礎となる見解を示すべきであった。

(2) 他の判決の動向

一方、小高判決（172 頁）は、「そもそも中間指針等は「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法 18 条）に過ぎないものであるから、その内容が裁判所を拘束するものではないことはいうまでもない。よって当裁判所は、中間指針等の内容を離れて、原告らの請求の当否を判断できるし、また判断すべきものである。」と判断し、千葉判決（192 頁）も「中間指針等が定める月額 10 万円という慰謝料の賠償基準は、本件事故により避難を余儀なくされた者の主観的・個別的事情を捨象し、避難を余儀なくされた者が共通して被ると考えられる避難生活に伴う慰謝料の最低限の基準を示したものと解するのが相当であり、原告らの個別・具体的事情によっては、これを超える慰謝料を認めるべき場合は当然にあり得る。」と判断している。

(3) 研究者の評価と司法判断の在り方

これら他判決の動向について、除本理史教授は、「多少の温度差はあるものの、すべての判決に共通するのは、原子力損害賠償紛争審査会（以下、原賠審）の賠償指針や東電の基準にとらわれず、裁判所が独自に判断して損害を認定するという姿勢が貫かれていることだ。……このように、現在の指針・基準では償えない損害があることを、司法が独自に認定して、賠償を命じる流れは定着しつつある。」（甲 8 4 2 ・ 1 8 頁）と評価した。

吉村良一教授も「このように、集団訴訟各判決は、程度の差はあるが、いずれも、原賠審指針で賠償の対象とされる範囲を越える原告に、指針の額を超える賠償を認容した。特に、生業判決、小高判決、いわき判決が、指針を超える慰謝料を一律に認めたことは、指針そのものの限界性を明示するという点で、大きな意義を有する。」と肯定的に評価している（甲 8 4 4 ・ 6 6 頁）。

ただし、他の判決は、実際には、中間指針を若干上回る程度の慰謝料しか認容しなかった。これについて、吉村良一教授は、次のように述べて、中間指針に事実上影響を受けることなく、被害の実相から慰謝料額を算定することの重要性を説いている。

「被告側が各訴訟において、指針を超える賠償を認めるべきでないとしている理由は、一つには、指針は「過去の裁判例等の見地も踏まえて、慎重な審理の上に策定されており、被害者保護の見地からも十分な合理性・相当性を有するものであり」「裁判上の手続においても、十分に尊重されるべき実質を有する」といった主張であるが、これが理由にならないことは指針の性格からも明らかであり、裁判所もこのような考え方はとっていない。むしろ、重要な点は、「中間指針等を踏まえ、多数の和解が成立している現在、中間指針等の果たしている役割は大きい」とする被告の主張である。つまり、すでに多くの人が指針にしたがった補償を受け、紛争は決着している中で、原告にだけ指針を大きく超える賠償を認めることは、不公平をもたらすのではないかという指摘である。このような考え方が裁判官の中にもあるのではないか。いずれにしても、判決の大部分は、指針があくまで和解のためのガイドラインであることは認めているにもかかわらず、具体的な算定においては、事実上、それに引きずられてしまっている。したがって、指針の各項目とそこでの基準（額）について、あらためて、批判的な検討を深める必要がある。」（甲844・67頁）

（４）交通事故における算定基準との比較

また、小高判決が慰謝料に関して交通事故賠償の算定基準を参照した点について、同教授は、「交通事故基準を参照する点は原賠審と同様であり、ありうる考え方ではあるが、交通事故と本件事故の特質の違いが十分に踏まえられないと、（指針のような、早期の補償を目指したガイドラインとしてはともかく）本件被害の賠償としては極めて不十分なものとなってしまいうおそれがある。」（甲841・314頁）と指摘している。

同指摘のとおり、単純な交通事故賠償基準の借用ではなく、本件原発事故の被害実相を十分に検討する必要があるが、その具体的内容は、原審最終準備書面第3部97頁以下や控訴理由書（損害論）27頁以下などで主張立証したとおりである。特に、ここで比較されている交通事故に関する損害算定基準は、生命侵害による精神的苦痛（純粹慰謝料）を意味しているところ、本件において生じている慰謝料（一審原告らが請求している損害）は、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料の2つを含んでいること、されに後者に関しては、地域生活利益の棄損による有形無形の財産的損害を包含する包括慰謝料であって、その性質はむしろ死亡による「逸失利益」の算定に類似することを、特に強調しておきたい。

5 小活

以上のように、千葉判決および小高判決は、被侵害利益、慰謝料の峻別、中間指針の性質などについて重要な判断をしており、それらについて、研究者らが様々な天において肯定的に評価している点は、本控訴審においても、十分参考とされるべきである。

第8 財物損害

1 第一審判決の問題点

(1) 一審原告らの主張

一審原告らは、本件事故により生じた家財道具損害及び居住用不動産損害について、新しい土地での再取得価格賠償を求めている。

それは、第2の2項において述べたとおり、不法行為制度は原状回復を目的とする制度であるところ、本件のように生活の基盤を奪われた場合には、被害者に従前と同等の生活を再構築するために必要な費用を賠償することが必須であり、原状回復の理念に沿うからである。これを本件の財物損害に即していえば、居住用不動産と家財道具の再取得価格賠償が必要であるという

ことになる。

(2) 原判決について

これに対して原判決は、不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、その物の交換価値によって定めるべきであるとし、特段の事情のない限り、それは滅失毀損時の交換価値によるべきであり、その物の価額がその後騰貴したときは、不法行為がなかったならば転売その他の方法によりその騰貴した価額に相当する利益を確実に取得することができる特別の事情があることを不法行為の当時に予見し、または予見しえた場合に限り、これに相当する損害の賠償を請求することができるものというべきであるとして、大審院の、いわゆる富貴丸事件判決などを参照している（原判決286頁）。

そして、本件における原告らの居住用不動産についても、本件事故発生当時の対象物の交換価格に基づき、本件事故がなければあったであろう価格と、本件事故により滅失毀損した当該物の価格との差額をもって損害賠償の金額を認定するのが相当であり、これによって被った損害に等しい金銭賠償が得られることになるとした。

さらに原判決は、原告らの主張する再取得価格賠償について、当該物の交換価格を超える賠償をすとなれば、被害者は、当該物につき被った損害を超える賠償を得ることになり、かえって被害者が被った不利益を補填して不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする不法行為法の理念に反するとも指摘している。

もつとも原判決は、上記に続けて、避難が長期化するなどして避難先又は移住先で住宅を確保する必要が生じたり、帰還することができたとしても住宅の立替えをする必要が生じたりすることは十分にありうるどころ、被害者保護の見地から、その特殊性に応じて財物の交換価値を超える金額につき何らかの賠償をすべき場合があるとしても、それは、どのような損害が本件事故に係る損害賠償を要する範囲に含まれることになるかという問題である、とした（原判決287頁）。

(3) 原判決の問題点

ア 以上のような原判決の考え方には大きな問題点がある。

まず、原判決が参照している富貴丸事件等の判決は、賠償額の基準時に関して、これを中間最高価格ではなく「滅失毀損時」が基準時だとした事案である。すなわち、財物における算定が交換価格によるべきかどうかについての判例ではなく、交換価格によることは前提にされたうえで、いつの交換価格かが争われたものである。したがって、これらの判決から、財物損害の場合、再取得価格ではなく交換価格によるべきとの結論を導きだすことは、これらの判決の射程を超えるものである（甲 A 6 4 4 吉村意見書の 4 3 頁）。

イ また、原判決は、再取得価格での賠償を認めることは、それが、当該財物の事故時の交換価値を超える場合には、被害者に損害を超える賠償を認めることになることと判示するが、それは、交換価値での賠償が財物損害の算定の唯一の正しい算定であることを前提とするものである。しかし、財物損害の算定方法には、多様なものがありうる。

この点について、一審原告らは、準備書面（17）において、窪田充見教授の意見書（甲 B 5）を参考にしつつ、①交換価値（市場価値）に即した計算方法（交換価値アプローチ）、②利用価値に即した計算方法（利用価値アプローチ）、③原状回復に必要な費用に即した計算方法（原状回復アプローチ）の方法を挙げ、②利用価値アプローチと③原状回復アプローチの考え方により、再取得価格賠償がなされるべきであると主張した（一審原告ら準備書面（17）12頁、甲 B 5）。

確かに、中古自動車においても全損事故の場合には、①の交換価値アプローチが一般的なものとされている。しかし、一部損傷の場合には、むしろ③の修理費用が計算方式としては原則とされているのであり、物的損害については、交換価値アプローチしか論理的な選択肢として存在していないというわけではない。

したがって、このいずれのアプローチも、現在の判例実務が維持している

とされている差額説（ないし差額説的な損害額計算）とは抵触していない（甲 B5 の 2～4 頁）。さらにいえば、物的損害についての修理費用だけではなく、人身損害における治療費等の積極損害は、まさしくこうした原状回復費用の観点から理解されるものである（甲 B5 の 3～4 頁）。

このように、物が滅失・毀損した場合の損害賠償額の算定については、いくつかの考え方がありうるのであり、これらの方法のいずれをとるかは、どれが正しいかという問題ではなく、どれが当該ケースにおいて最も適切妥当かという問題である。

ウ 本件事故で被害に遭った居住用不動産と家財道具は、人が生活していく上で欠かせないものであり、生活の基盤を構成するものである。そして、放射能による汚染と全住民の長期間の避難により放置され続けたことにより、これらの生活基盤をなす財物は、全面的に利用できない状態となった。

こうした被害の広範性と継続性からすれば、賠償額は、従前の生活と同様の生活を営めるだけの生活基盤の再確立の費用すなわち再取得価格賠償であるべきである。そうすることにより、原状回復を目指している損害賠償制度の趣旨にかなうものとなる。

そして、このように考えるならば、再取得価格で算定した賠償額が本件事故時の交換価格を上回ったとしても、被害者らに生じた損害以上の賠償を認めたことにはならない。さらにいえば、実際上も、居住用不動産や家財道具の場合、それが生活に欠かせないものであることから、それらを転売して（あるいは再取得をしないままにして）「儲ける」といったことは通常考えられない（以上ア～ウまで甲 A6 4 4 吉村意見書の 4 3～4 5 頁）。

なお、いわき市等で居住用不動産の値上がりが見られたが、それは本件事故が広範囲にわたる被害をもたらしたことに起因するものであり、その値上がり部分については、その不動産の有する客観的価値や効用が高まったわけではない。その意味で、仮に、本件事故直前に 2 0 0 0 万円の評価額だった居住用不動産の所有者が、同程度の不動産を再取得する際に 3 0 0 0 万円を

要したとしても、そこでの1000万円の差額は、当該不動産の客観的価値や効用によって裏付けられたものではないのである。このような場合に、賠償権利者に1000万円の不当な利益を与えるといった評価はするべきでない。

エ 以上のとおり、本件事故による家財道具及び居住用不動産の損害賠償は、原状回復を達成する観点から、同程度のものの再取得価格賠償をなすべきなのであって、原判決のように交換価値の賠償を唯一の原則とみるべきではない。

2 居住用不動産の損害賠償について

(1) 再取得価格賠償の必要性について争いはないこと

ア 居住用不動産は、交換価値賠償が原則として考えられる中古自動車と比較すると、生活の基盤をなすものであることから再調達に欠かせない。また、中古住宅は、自動車のように中古市場が広く存在するものでもなく、相当な市場価格を確定して調達するのは困難である。また、居住用不動産は、隣人関係、通勤や通学など生活に密着したものであることから、中古自動車に比べて代替性がない。さらには、通常は買い替えを前提としないという点では、中古自動車とは大きく異なるものである(以上、一審原告ら準備書面(17)7～10頁)。

このように、居住用不動産は、その代替性の低さや生活と関連して生ずる場所的限定性によって、再調達に困難なものであり、一般的には、買い換えを前提としない。したがって、本件事故により居住用不動産の買い換えを余儀なくされるということは、単に、予定していたより早い時点で買い換えるというのではなく、本件事故さえなければ不要であった買い換えを迫られるということの意味する。さらに本件事故により、広範囲に居住不可能な状況が生じたために、その周辺地域の適地の不動産価格が上昇しており、本件事故前の交換価値を前提とする賠償によっては、同程度の不動産を取得する

のは困難であるという事情が生じている（なお、この事情自体が本件事故のもたらした影響である。）。

したがって、本件の居住用不動産の被害については、新たな土地での再取得価格賠償をなすことが必要かつ相当である（一審原告ら一審最終準備書面第2分冊第3部402頁～421頁）。

イ この点、再取得価格賠償の必要性については既述のとおり、原判決もこれを認めている（原判決290～291頁）。

そうだとすれば、居住用不動産の再取得のために必要な賠償が認められてしかるべきである。

（2）原陪審の審議経過

なお、原陪審は、居住用不動産の賠償額算定について、指針を策定しているが、そこでは、当初は確かに、本件事故発生直前の価値を基準として算定するとして、交換価値アプローチが採用された。しかし、これに対しては、このような方法によって算定された賠償額では、避難者が新たに居住を確保することができないという強い批判があり、審査会は、後に第四次追補において、「住宅確保にかかる損害」を認めた。

これについて、第一審判決は、特別事情による損害を認めたものとして理解しているようであるが、この追補は、事実上、原状回復アプローチによる是正を認めたものと解するのが自然である。この点について、窪田教授は、「第4次追補の指針は、第2次追補の指針とセットになることで、まさしく帰還困難区域の居住用不動産について生じた損害について、原状回復費用アプローチを認め、上記の具体的計算方法を採用するものだと評価することができる。すなわち、第2次追補で、旧不動産の交換価値が賠償の対象とされ、さらに、第4次追補で、それと再調達した不動産との差額を賠償の対象とすることで、結果的に、最調達不動産の価格が賠償の基準とされているのである」とする。この理解は、交換価値アプローチで算定された賠償額では、被害者が新たに居住を確保することができないという強い批判を受けて追補が

出されたという原陪審の審議経過から見ても、妥当なものである（甲A644吉村意見書の45～46頁）。

（3）損害額の計算

生活の基盤をなす居住用不動産についての再取得価格賠償の必要性及び相当性並びに法的構成の論理的妥当性は以上のとおりである。この観点からは、居住用不動産に対する損害として、一審原告ら準備書面（17）第5の算定式に則り、宅地及び居宅についてそれぞれ、再取得価格賠償がなされるべきである。

すなわち、相双地域の多くの被害者が本件事故前まで500㎡以上の広大な土地に広大な居宅を建てて暮らしていた（500㎡という面積は、相双地域の平均的な宅地面積（453.64㎡ 甲545）を参考にしたものである。）。そのため、そのような被害者らについては、本件事故がなかったならばあったであろう状態を回復するためには、500㎡以上の宅地の再取得を可能とする必要がある。

また、多くの被害者は、福島県都市部に移り住んでいることから、居住用不動産の再取得価格賠償の宅地単価は、これらの福島県都市部の平均価格である1㎡あたり4万3000円（甲A536、甲A578の3頁）を基準とするのが合理的である。そして、本件事故前の宅地のうち500㎡を超えた部分については、本件事故当時の時価（平成22年度固定資産評価額×1.43倍）で算定することとする。

他方で、本件事故前、500㎡未満の宅地に居住していた者については、少なくとも、全国平均の宅地価格（フラット35による。甲A35）相当以上の再取得価格賠償とするのが相当である（以上、第一審原告ら準備書面（17）13頁～16頁、一審原告ら一審最終準備書面第2分冊第3部423頁～426頁）。

その算定式は以下のとおりである。

(500㎡以上の宅地)

500㎡×福島県都市部の宅地単価4万3000円＋(本件事故当時の居宅面積－500㎡)×(単位面積当たりの固定資産税評価額2×1.43)

(500㎡未満の宅地)

本件事故当時の宅地面積×福島県都市部の宅地単価4万3000円

または、

1368万8000円(フラット35)

のうち、いずれか大きい方。

(居宅)

フラット35(2238万円)＋(本件事故当時の床面積－フラット35の基準となる115.3㎡)×平成23年度の平均新築単価(15万8800円甲A19)。

(4) その他の利用権について

土地の使用借権等の利用権については、一審原告ら第一審最終準備書面第2分冊第3部426頁～429頁のとおりである。

(5) 被告による訴外での支払拒否

本件事故による損害賠償について、一審被告は、指針等に基づいて、被害者に対し任意の賠償(いわゆる「直接賠償」)をしているが、一審原告らのうち、第一審結審後に本件訴訟の訴訟物と重複する項目についてなされた賠償請求については、判決確定まで、訴外での支払を拒否するとしている。このような不当拒絶は、他の訴訟における原告に対してもなされている。かかる一審被告の支払拒否により、一審原告らの中には、再取得費用を調達できず、新たな住まいを確保できないままの者がいる。そのために、やむなく、本控訴審での財物

請求を諦めた者もいる。かかる一審被告の支払拒否は、裁判を受ける権利の侵害であり、速やかな被害賠償を拒否するものであって、到底許されるものではないことを付言する。

3 家財道具について

(1) 一審原告らの主張

一審原告らは、家財道具の損害算定方法として、損害保険料率算定機構の「家財の地震被害予測手法に関する研究（その1）家財の所有・設置状況に関する調査」182頁に基づく世帯数に応じた家財の所有額を再取得価格賠償として主張している（訴状102頁、第一審原告ら準備書面（6）30～32頁、一審原告ら一審最終準備書面第2分冊第3部430頁～437頁）。

(2) 再取得価格賠償の必要性・相当性

家財道具においても、カビ、湿気・雨漏り・獣害・窃盗被害・自宅立入困難・家屋解体に伴う家財の処分等により、家財のほとんどが物理的、経済的に滅失したため、買い替えを迫られたものである。そして、家財については、そもそも確たる中F場そのものが存在せず、時価での算定を行えばほとんど無価値になってしまう。

また、原判決は、一定程度家財を持ち出した一審原告家族がいるということ指摘する。確かに、持ち出した家財道具は存在するだろう。しかし、それは、すべてを買い替えることが経済的に困難であるから、放射能に汚染されたものでも、やむなく持ちだしたとみるのが実態に沿うのであって、持ち出したからといって、当該家財についての損害を被っていないとみるのは被害の実態に反するものであり、軽率ないし冷酷にすぎる判示である。

以上により、家財道具についても、損害保険料率算定機構の基準に基づいた再取得価格賠償がなされるべきである。

4 請求者等

以上のとおりであるから、生活の基盤となる居住用不動産と家財道具については、再取得価格賠償をなすべきである。

本控訴審で居住用不動産の賠償請求を行っているものは、

G (2)、F (37)、D (38-1)、H (51-1) の4名である。また、家財道具請求を行っているものは、D (38-1) である。

一審原告らは、一審段階において、ほぼ全員が居住用不動産と家財道具の再取得価格賠償請求を行っていた。既述のとおり、被告は、第一審の審理係属中は、訴訟外での賠償金の支払をしてきたが、第一審の結審以後は、訴訟物と重複することを理由に、訴訟外での賠償金の支払いを拒否している。そのため、一審原告らのうち、自宅を確保する必要から、判決確定前に居住用不動産についての損害賠償請求を訴外で行いたい者は、やむなく、本件控訴審でこれらの請求をすることを諦めた。その結果、財物請求を維持する者は、上記の者のみとなった。

第9 原判決において棄却された3名（一審原告A、同B、同C）の損害について一略

第10 原判決において棄却された一審原告Dらの損害について一略

第11 原判決において棄却された一審原告Fの損害について一略

第12 まとめに代えて一本件訴訟の意義と位置づけ

1 原発事故訴訟における本件訴訟の意味

(1) 全国に広がる被害者救済訴訟の中で

周知のとおり、本件事故による被害者は、避難指示を受けたいわゆる「区域内避難者」だけで十数万人に及び、避難区域外からの避難者を加えれば数

十万人の被害者が全国に散在している。加えて、放射性物質が飛散した広範な地域に居住する被害住民（滞在者）の数は、福島県内外を併せて100万人を超える膨大な規模に及んでいる。

これらの被害は、その内容や程度に違いがあることは当然として、いずれも「放射能公害」の被害者であるという点で共通であり、いずれも適正な損害の賠償と被害救済が求められている。

これらの膨大な被害者の中で、訴訟の提起という大きな負担を引き受けることによって、その被害の実相に見合った賠償を求めたのは、原発事故全国弁護団連絡会に関わる集団訴訟だけで、全国で約30件、合計1万二千数百人の原告にのぼる。

本件訴訟は、このような巨大な公害における膨大な被害救済訴訟の中でも、重要かつ特徴的な意味をもっている。けだし本件訴訟は、福島地裁いわき支部に提起されたのであるところ、いわき市は、避難指示によって避難を強制された避難指示区域住民が、もっとも数多く避難した場所である。本件は、そのような多数の被害者によって提起された。

このような原告らによって提起された本件訴訟は、本件「放射能公害」による被害全体の、いわば代表的・象徴的な意味を持つ。すなわち本件は、これらの、いずれも深刻かつ多様な被害の中で、福島第一原発の直近・周辺の地域に居住していた強制避難対象者が、最初に、その被害地域を管轄する裁判所に提起した、最大規模の集団訴訟なのである。ならば、この裁判における被害救済が、あるべき完全な形で実現することは、本件事故による全ての被害者を救済するための「先導」であり、「模範」となるべき意味を持つのである。

(2) 2陣・3陣訴訟ほかの「先陣」として

いわき支部に提訴された「避難者訴訟」は、本件（第1陣）の原告216名に続いて、2陣、3陣、南相馬訴訟の全体で900名を超える規模である。本件における被害救済のあり方は、当然ながら、本件から分離された第2陣ほか

の全ての原告らの被害救済を、決定的に左右する影響力を持っている。

(3) 待ち望まれる適正な司法判断の確立

さらには、原陪審の不十分な水準の指針等の下で、適正な賠償を得られな
いまま労苦を強いられている多くの避難者が、そのような低額賠償の実情を
克服する司法判断の確立を待ち望んでいる。これらの故郷を奪われた十数万
の人々が、まさに「我が事」として、この裁判の帰趨を見つめているであろ
うことに、想いを馳せて頂きたい。

2 主張・立証を尽くした「被害の実相」—本件の終結にあたって

(1) 本件における困難な課題

本件訴訟は、被害の深刻さに加えて、被害が未だ進行中・拡大中である
という特殊性も相俟って、早期の被害救済が強く望まれる事案であった。

他方で本件は、避難生活による深刻な精神的苦痛のみならず、「地域におけ
る生活と人生を丸ごと奪われる」という、これまでに類例のない被害の救済
が課題となる、未知の事態であった。そこで、本件訴訟の提起と遂行にあた
っては、深い精神的被害を内在する、この全人格的・全生活的な被害の全体
像と本質を見極めることが求められた。

すなわち、このような被害において侵害された権利法益は如何なるものな
のか、「地域」あるいは「地域生活」とは、人間にとってどのような意味や価
値を持つものなのか、地域の破壊は、人間に如何なるダメージを与えるのか。
そして、生じた損害の全容はどのようなものか。さらには、これらの質量と
もに莫大な被害を、集団訴訟によって不足なく救済するための請求方法論と
いう訴訟技術にいたるまで、本件における万全な被害救済のために解明・解
決すべき検討課題は、まことに多大であった。その上で、多数の一審原告ら
の被害の実相を十分に主張・立証するためには、相当な工夫と、膨大な時間
と知的労力の注入が必要であった。

(2) 被害の実相は解明された

しかし我々は、敢えてここに明言したい。一審原告らは、これらの課題の解明を、全力で実現してきた。

本件における被侵害利益が如何なるものであるか、そしてその損傷による被害がどのようなものであり、如何なる意味を持つかについて、我々は、被害事実を深く聞き取ることに加えて、関係諸科学の協力による多角的な専門的知見を最大限に駆使して、裏付けのある、説得的で精密な損害論を確立し、展開したところである。

立証においては、詳細な陳述書等の提出に加えて、基本的に全ての原告世帯について十分な原告本人尋問を実施した。控訴審においても代表原告の本人尋問を追加して、それぞれの具体的な被害立証を尽くした。被害地域の被害状況、包括的生活利益の損傷を現認するためには、現地での検証と、控訴審においては現地進行協議を重ねた。

また、未曾有の事態である被害の意味を理解するために、関係諸科学における最高水準というべき5人の専門家の意見書を提出し、うち3人に対する証人尋問を実現した。

このようにして、求め得るすべての損害立証を完遂し、殊に控訴審においては、事故から7年・8年が経過して、避難指示が解除される段階に至ってもなお、地域の損傷は治癒せず、故郷喪失・剥奪損害は回復しないのだという、非常に重要な事実を立証した。

審理を急ぐ必要があり、迷いもあった。しかし、一審原告らは、必要な主張・立証を尽くしたものと信じる。あとは、これらの膨大な審理を受け止め、全てを見つめてきた裁判所の、判断を仰ぐのみである。

3 本件訴訟の重要さ

冒頭に述べたとおり、本件における被害の構造は「全人格的・全生活的」なものであり、深刻・重大な事態である。そして、上記のとおり、そのような巨大な放射能公害をもたらした一審被告東京電力の責任は、過失の態様に

においても極めて悪質であって、加害企業である東電に対する一審原告ら被害者の怒りは大きい。原告らが、本件における責任の所在を明らかにし、真摯な謝罪を求めることは、当然の要求である。

それにもかかわらず、原審の判決は、被害の実相についての理解を誤り、一審被告の責任についても誤った判断を重ねた。これらの誤りを正すため、上記のとおり一審原告はあらゆる論点について主張・立証を重ね、さらに現時点における被害の実情を十分に法廷に顕出した。

裁判所におかれては、一審原告らが原判決の誤りを克服するために追及した当審における主張・立証の到達点について、正当かつ明確な判断を下されるよう、切に求める次第である。

4 判決を下す貴裁判所の役割

裁判所におかれては、これから貴裁判所が練り上げ、言渡す判決は、このような切実な期待を背負い、放射能公害による前代未聞の被害に対する先導的・代表的な司法判断という歴史的な意味を持つ、貴重なものであることを受け止めて、歴史に残る判決によってこれに応じて頂きたい。

そして、この判決が被災から10年という大きな節目を迎えての司法判断であることを踏まえ、一審被告が判決を真摯に受け止め、原告ら被害者に謝罪し、誠意をもって償う決断をすることを強く促す、正義の判決となることを求めてやまない。

以上